

# 事業概要

令和三年版

 東京都計量検定所



# 目 次

第1	総 説	
1	沿 革	3
2	施設概況等	4
3	組織と分掌	5
4	予算（令和3年度）	6
5	決算（令和2年度）	7
第2	業務の概要	
1	計量関係事業の登録・届出・指定	13
	(1) 特定計量器の製造事業の届出	13
	(2) 特定計量器の修理事業の届出	14
	(3) 特定計量器の販売事業の届出	15
	(4) 指定製造事業者の指定	15
	(5) 計量証明事業の登録	16
	(6) 計量士の登録	17
	(7) 適正計量管理事業所の指定	18
	(8) 質量標準管理マニュアルの承認等	20
2	検 定	23
	(1) タクシーメーター	25
	(2) 質量計	26
	(3) 圧力計（アネロイド型）	27
	(4) 皮革面積計	28
	(5) 温 度 計	28
	(6) 浮ひょう型比重計・濃度計及び密度計	29
	(7) 体積計	30
	(参考) 「2 検定」で使用する、政省令及び JIS 規格で定義された主な計量計測用語	32
3	基準器検査	35
	(1) 長さ基準器	36
	(2) 質量基準器	36
	(3) 面積基準器	37
	(4) 体積基準器	37
	(5) 実用基準分銅の調整	37

4	定期検査等	41
	(1) 定期検査	41
	(2) 計量証明事業用計量器検査	55
5	立入検査等	61
	(1) 計量器の立入検査	61
	(2) 商品量目の立入検査	66
	(3) 試買審査会・商品量目買取検査等	67
6	計量受託検査	73
	(1) 計量器・物質の量の検査	73
	(2) J C S S校正事業（質量標準の校正）	74
7	普及啓発等	77
	(1) 消費者に対する普及啓発事業	77
	(2) 事業者に対する普及啓発事業	79
	(3) 計量記念日事業	79
	(4) 東京都消費者月間の協力事業	80
	(5) 計量相談	80
	別表1 消費生活展等の参加実績一覧	81
	別表2 所内見学（計量展示室を含む）一覧表	81
	別表3 消費者計量講習会実施一覧表	82
	別表4 令和元年度事業者計量講習会一覧表	82
8	計量技術の国際協力	85
	(1) 計量技術研修生の受入れ	85
	(2) A P L M F 総会での講演	86

# 第 1 総 説



# 第 1 総 説

## 1 沿 革

東京都計量検定所は、明治8年度量衡取締条例が公布されて以来、東京の計量（度量衡）行政を担当している。

### (1) 計量法の沿革

1875	明治 8	度量衡取締条例公布
1891	〃 24	度量衡法公布
1909	〃 42	度量衡法改正
1951	昭和 26	計量法公布（公布日の6月7日が「計量記念日」となった。）
1992	平成 4	新計量法公布（5年11月1日施行。11月1日に「計量記念日」が変更された。）
1999	〃 11	地方分権一括法の成立、地方自治法及び計量法の一部改正（12年度から機関委任事務が自治事務と法定受託事務に再構築された。）

### (2) 東京都計量検定所の沿革

1875	明治 8	東京府内務部第二課で度量衡行政を開始
1890	〃 23	専任技手の配置
1897	〃 30	東京府内務部第六課権度掛となる
1901	〃 34	東京市総務部庶務課で度量衡の自治取締実施
1905	〃 38	東京府第三部度量衡課となる
1912	〃 45	東京市勸業課に度量衡専門の掛創設
1917	大正 6	東京府内務部権度課となる
1925	〃 14	東京市は計量取締の開始に伴い、商工課に度量衡掛を置く
1934	昭和 9	東京市産業局に権度課を創設
1943	〃 18	東京都制施行により東京都経済局商工課権度係となる
1948	〃 23	地方自治法実施に伴い、地方庁における計量職員の身分は官吏から地方公務員となる
1952	〃 27	東京都経済局総務部計量課となる
1956	〃 31	東京都計量検定所となる（所長以下 143 名）（経済局所管）
1959	〃 34	タキシーメーター深川検査場開設
1962	〃 37	検定第二課を新設
1964	〃 39	日本橋分室を開設
1966	〃 41	計量法改正
1967	〃 42	検定第三課を新設
1969	〃 44	タキシーメーター立川検査場開設
1970	〃 45	東京都港区海岸一丁目7番4号に移転、日本橋分室を廃止
1971	〃 46	（組織改正により消費生活対策室所管となる）
1973	〃 48	タキシーメーター竹芝検査場開設

1974	昭和 49	(組織改正により物価局所管となる)
1974	〃 49	指導課新設、検定 3 課を 2 課に統合
1976	〃 51	(組織改正により都民生活局所管となる)
1978	〃 53	東京都計量受託検査条例の制定
1980	〃 55	(組織改正により生活文化局所管となる)
1985	〃 60	タクシメーター新深川検査場開設
1993	平成 5	東京都計量検定所設置条例制定
1999	〃 11	検定 2 課を 1 課に統合
2000	〃 12	計量法関係手数料条例制定、東京都計量検定所設置条例一部改正 (自治事務開始)
2002	〃 14	指定定期検査機関制度による大型はかり (ひょう量 2 t を超えるはかり) の定期検査業務委託開始 (11 月) J C S S 校正事業 (質量区分) 開始
2004	〃 16	指定定期検査機関制度による中型はかり (ひょう量 250 kg を超え 2 t までのはかり) の定期検査業務委託開始
2006	〃 18	小型はかり (ひょう量 250 kg 以下) 定期検査の所在場所による検査開始
2007	〃 19	(組織改正により生活文化スポーツ局所管となる)
2008	〃 20	(組織改正により、庶務課に指導課の一部を統合し「管理指導課」とし、指導課の一部を検査課に統合) 指定定期検査機関制度による小型はかりの定期検査業務 (1 / 3 程度) 委託開始
2010	〃 22	(組織改正により生活文化局所管となる)
2011	〃 23	タクシメーター竹芝検査場装置検査一部業務委託開始
2012	〃 24	タクシメーター深川検査場装置検査一部業務委託開始
2013	〃 25	タクシメーター竹芝検査場が港区港南 (港南検査場) へ移転
2014	〃 26	本所が港区海岸から江東区新砂へ移転
2016	〃 28	指定定期検査機関制度による小型はかりの定期検査業務委託拡大 (1 / 3 → 2 / 3 程度)

## 2 施設概況等

### (1) 計量検定所の移転

庁舎の老朽化及び竹芝地区が再開発対象地区に指定されたことを受け、タクシメーター竹芝検査場は平成 25 年 10 月に港区港南 (港南検査場) へ、本所は平成 26 年 1 月に江東区新砂へ、それぞれ移転した。移転を機に設備・機器等を更新して検定・検査精度のより一層の向上を図るとともに、都民が計量制度や計量技術についてより理解を深められるよう計量展示室を一新して展示内容の充実を図っている。

また、タクシメーター港南検査場は全天候型の施設とし、検査環境の向上を図った。



(2) 施設概況

施設	開始年月	所在地	規模
本所	平成 26 年 1 月	江東区新砂三丁目 3 番 41 号	敷地 3,532.17 m <sup>2</sup> 建物 4,353.14 m <sup>2</sup>
タクシーメーター検査場	港南検査場	平成 25 年 10 月	港区港南五丁目 1 番 26 号
	深川検査場	昭和 60 年 5 月	江東区千石一丁目 5 番 7 号
	立川検査場	昭和 44 年 4 月	立川市柴崎町六丁目 8 番 13 号

3 組織と分掌

[令和3年4月1日現在定数]



#### 4 予算(令和3年度)

##### (1) 総括表

(単位：千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	増(△)減
歳 出	357,401	387,938	△ 30,537
歳 入	119,138	119,027	111
差引一般財源	238,263	268,911	△ 30,648

##### (2) 歳入予算

(単位：千円)

科 目	3年度予算額	2年度予算額	増(△)減
使用料及手数料	118,577	118,536	41
繰 入 金	0	0	0
諸 収 入	561	491	70
都 債	0	0	0
計	119,138	119,027	111

##### (3) 歳出予算

(単位：千円)

事 項	3年度予算額	2年度予算額	増(△)減
計量検定所費	357,401	387,938	△ 30,537
検 定	85,669	88,273	△ 2,604
事業登録	6,889	6,839	50
定期検査	196,450	195,384	1,066
立入検査	13,538	8,426	5,112
計量改善指導	3,519	4,135	△ 616
管理運営	51,336	84,881	△ 33,545

5 決算(令和2年度)

(1) 総括表

(単位：円)

科 目		予算現額(A)※	決算額 (B)	不用額(A-B)
歳 出	計 量 検 定 所 費	387,938,000	363,317,544	24,620,456
	検 定	91,656,000	90,148,304	1,507,696
	事 業 登 録	6,632,000	6,372,731	259,269
	定 期 検 査	199,620,000	192,625,828	6,994,172
	立 入 検 査	8,343,000	6,912,861	1,430,139
	計 量 改 善 指 導	4,455,000	3,629,091	825,909
	管 理 運 営	77,232,000	63,628,729	13,603,271
科 目		予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減(A-B)
歳 入	使用料及手数料	118,536,000	102,304,845	16,231,155
	繰 入 金	0	0	0
	諸 収 入	491,000	584,325	△ 93,325
	計	119,027,000	102,889,170	16,137,830
差引一般財源		268,911,000	260,428,374	8,482,626

※流用・充当後予算額

(2) 手数料内訳

(単位：円)

項 目	申請件数 (件)	金 額
証 明 閱 覧	1,128	451,200
計 量 器 検 定	118,659	60,270,290
出 張 検 定		(532,163)
質 量 標 準 校 正	409	1,387,590
計 量 証 明 事 業	26	357,800
適 正 計 量 管 理	2	9,950
定 期 検 査	27,380	35,505,150
出 張 検 査		(5,806,500)
一 般 計 量 証 明 検 査	98	1,636,120
環 境 計 量 証 明 検 査	45	1,316,000
受 託 検 査	39	15,345
情 報 公 開	0	0
計	147,786	100,949,445

(3) 使用料内訳

(単位：円)

項 目	申請件数 (件)	金 額
土 地 建 物 使 用 料	1	1,355,400



## 第 2 業 務 の 概 要



# 1 計量関係事業の登録・届出・指定





## 1 計量関係事業の登録・届出・指定

### (1) 特定計量器の製造事業の届出

計量法（以下「法」という。）第40条の規定により、特定計量器の製造事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。

ア 令和3年3月31日現在の東京都における届出製造事業者数及び事業区分別事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 届出製造事業者数と事業の区分

届出製造事業者数		110	
事業区分別事業者数		244	
事業区分別事業者数内訳			
タクシメーター	2	排水積算体積計等	1
質量計第一類	13	量器用尺付タンク	1
質量計第二類	11	密度浮ひょう等	4
分銅等	6	耐圧浮ひょう型密度計	1
自重計	1	圧力計第一類	13
ガラス製温度計	14	圧力計第二類	13
ガラス製体温計	0	血圧計第一類	3
抵抗体温計	0	血圧計第二類	3
皮革面積計	1	積算熱量計	0
水道メーター第一類	1	照度計	3
水道メーター第二類	1	騒音計	2
温水メーター	0	振動レベル計	2
自動車等給油メーター	7	濃度計第一類	3
小型車載燃料油メーター	7	濃度計第二類	8
大型車載燃料油メーター	5	濃度計第三類	9
微流量燃料油メーター	0	ホッパースケール	22
定置燃料油メーター等	5	充填用自動はかり	28
液化石油ガスメーター	2	コンベヤスケール	18
ガスメーター第一類	1	自動捕捉式はかり	25
ガスメーター第二類	1	その他の自動はかり	17
排ガス積算体積計等	0	—	—

イ 令和2年度の製造事業の届出数は第2表のとおりである。

第2表 製造事業の届出数

新規届出	変 更	廃 止	合 計
3	42	9	54

(2) 特定計量器の修理事業の届出

法第46条の規定により、特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和3年3月31日現在の東京都における届出修理事業者数及び事業区分別事業者数は、第3表のとおりである。

第3表 届出修理事業者数及び事業の区分別事業者数

届出修理事業者数		117	
事業区分別事業者数		219	
事業区分別事業者数内訳			
タクシメーター	23	排水積算体積計等	1
質量計第一類	29	量器用尺付タンク	0
質量計第二類	19	密度浮ひょう等	0
分銅等	5	耐圧浮ひょう型密度計	0
自重計	16	圧力計第一類	0
ガラス製温度計	0	圧力計第二類	6
ガラス製体温計	0	血圧計第一類	9
抵抗体温計	2	血圧計第二類	1
皮革面積計	1	積算熱量計	0
水道メーター第一類	0	照度計	0
水道メーター第二類	0	騒音計	1
温水メーター	0	振動レベル計	2
自動車等給油メーター	9	濃度計第一類	11
小型車載燃料油メーター	9	濃度計第二類	5
大型車載燃料油メーター	3	濃度計第三類	6
微流量燃料油メーター	0	ホッパースケール	12
定置燃料油メーター等	5	充填用自動はかり	11
液化石油ガスメーター	3	コンベヤスケール	6
ガスメーター第一類	0	自動捕捉式はかり	13
ガスメーター第二類	0	その他の自動はかり	10
排ガス積算体積計等	1	—	—

イ 令和2年度の修理事業の届出数は、第4表のとおりである。

第4表 修理事業の届出数

新規届出	変 更	廃 止	合 計
3	25	3	31

(3) 特定計量器の販売事業の届出

法第51条の規定により、特定計量器のうち質量計の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに、都道府県知事に届け出ることとなっている。

ア 令和3年3月31日現在の東京都における届出販売事業者数は、901事業者である。

イ 令和2年度の販売事業の届出数は第5表のとおりである。

第5表 販売事業の届出数

新規届出	変 更	廃 止	合 計
16(19)	107(116)	11(11)	134(146)

\*実数は事業者数、( )内は営業所もしくは店舗数

(4) 指定製造事業者の指定

法第90条の規定に基づく届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、指定製造事業者の指定を受けることができる。

指定を受けた事業者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて、技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができる。

ア 令和3年3月31日現在の東京都における事業区分別指定製造事業者数は、第6表のとおりである。

第6表 指定製造事業者数

指 定 製 造 事 業 者 数		1
事 業 区 分 別 指 定 製 造 事 業 者 数		2
内 区 訳 分	騒 音 計	1
	振 動 レ ベ ル 計	1

イ 令和2年度の指定製造事業の届出数等の事業実績は、第7表のとおりである。

第7表 指定製造事業の届出数等の事業実績

新規指定	指定検査	変 更	変更検査	立入検査	廃 止	合 計
0	0	0	0	0	0	0

(5) 計量証明事業の登録

法第107条の規定により、計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに、所在地を管轄する都道府県知事の登録が必要である。

計量証明事業には、質量に係る貨物の計量（トラックの積載重量等）、面積に係る計量（皮革取引）などの証明を行う一般計量証明事業と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、騒音・振動レベルの大きさなどを証明する環境計量証明事業がある。登録の基準は事業所ごとに必要な設備を有し、使用される計量器が一定の基準に適合すること、計量器等の取扱上必要な知識経験を有する者が置かれ、その者が当該事業に係る計量管理を行うことである。

ア 令和3年3月31日現在の東京都における計量証明事業者数及び事業区分別事業者数は、第8表のとおりである。

第8表 計量証明事業者数及び事業区分別事業者数

計量証明事業者数		307	
事業区分別事業者数		495	
事業区分別事業者内訳	一般	長さ	0
		質量	254
		面積	9
		体積	6
		熱量	0
	環境	濃度	85
		特定濃度	2
		音圧レベル	75
振動加速度レベル		64	

イ 令和2年度の計量証明事業の登録及び届出数等は、第9表から第11表のとおりである。

第9表 登録届出件数

区分	新規登録	変更	再交付	廃止	合計
一般	3	71	0	5	79
環境	3	132	0	10	145

第10表 登録簿閲覧・謄本交付・証明書発行数

区分	閲覧	謄本交付	証明書	合計
一般	0	0	0	0
環境	0	0	352	352

第11表 事業区分別新規登録件数

質 量	濃 度	特定濃度	音圧レベル	振動加速度 レベル	合 計
3	3	0	0	0	6

ウ 計量証明事業者は、法第107条に基づき、事業規程を定め、都道府県知事への届出が必要である。事業規程どおりに事業が行われているかどうか、令和2年度に立入調査（検査）を行った件数は第12表のとおりである。

第12表 事業規程管理状況調査件数

証明事業区分	立入事業者数	指導件数
一般計量証明事業者	0	0
環境計量証明事業者	1	1

エ 計量証明事業者を対象に実施した講習会の実績は、第13表のとおりである。

第13表 計量証明事業者講習会の実施実績

実 施 日	場 所 等	事業区分	受講者数	合格者数*
令和2年11月6日	製粉会館(穀物検定協会)	質量	14	14
合 計			14	14

※講習会と同時に実施する主任計量者試験の合格者数

#### (6) 計量士の登録

計量士とは、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため、必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、経済産業大臣登録が必要となっている。

ア 令和2年度、東京都における計量士登録に関する内訳は、第14表のとおりである。

第14表 登録された計量士の内訳

区 分	新規登録	再 交 付	資格認定	合 計
一 般 計 量 士	7	2	1	10
環 境 計 量 士（濃度関係）	10	2	0	12
環 境 計 量 士（騒音・振動関係）	6	0	0	6
合 計	23	4	1	28

イ 令和2年度、計量士の登録及び資格認定申請に伴う申請者の計量実務内容等の確認調査を行った結果は第15表のとおりである。

第15表 計量士登録等に伴う実務内容確認調査件数

一般計量士	環境計量士 (濃度関係)	環境計量士 (騒音・振動関係)	合 計
6	6	2	14

(7) 適正計量管理事業所の指定

ア 適正計量管理事業所数等

特定計量器を使用する事業所のうち、当該計量器の検査に必要な設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っていることが都道府県又は特定市町村の検査によって確認されたときに、適正計量管理事業所として、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。適正計量管理事業所の指定は、国の事業所については経済産業大臣、それ以外の事業所については都道府県知事が行う。適正計量管理事業所は、計量士による特定計量器の定期的な自主検査が義務付けられているため、公的機関が実施する法定定期検査の受検義務が免除される。

令和3年3月31日現在の指定区分別事業者数は第16表、業種別事業所・計量士数は第17表、指定等件数は第18表のとおりである。

※ 郵政民営化（平成19年10月1日）により、郵便局等は大臣（国）から知事（都）へ指定が変更されている。

※ 八王子市が平成27年度に中核市に移行したため、八王子市に所在する事業所に関する新規指定申請、変更届及び廃止届については、八王子市を経由して大臣又は都知事へ提出されることになった。なお、同事業所の指定申請に伴う指定検査については、八王子市が実施する。

第16表 指定区分及び指定事業所数（ ）内は八王子市に所在する数

区 分	経済産業大臣指定	都知事指定	合 計
事 業 所 数	0	3,112	3,112
	(-)	(95)	(95)

第17表 業種別等事業所数及びその計量士数 ( )内は八王子市に所在する事業所数

業 種 等		企 業 数 等	事 業 所 数	計 量 士 数	
製 造 業	食 料 品	4	5(0)	4	
	医 薬 品 業	4	4(2)	7	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	1	3(0)	1	
	鉄 鋼 ・ 一 般 機 械	1	1(0)	1	
	小 計	10	13(2)	13	
卸 売 業 ・ 小 売 業	百 貨 店 業	12	27(0)	23	
	ス ー パ ー 業	7	191(2)	11	
	団 体	市 場	1	683(0)	1
		石 油 業	1	658(26)	1
	小 計	21	1,559(28)	36	
運 輸 業	鉄 道 業	2	4(0)	2	
	道 路 貨 物 業	1	23(1)	1	
	小 計	3	27(1)	3	
サ ー ビ ス 業	証 明 事 業	2	3(0)	2	
	郵 便 事 業	2	1,510(64)	16	
	小 計	4	1,513(64)	18	
合 計		38	3,112(95)	70	

第18表 新規指定及び廃止等の件数 ( )内は八王子市に届け出た数

区 分	新 規 指 定	変 更	廃 止	指 定 検 査
経 済 産 業 大 臣 指 定	*0	0	0	0
	(-)	(-)	(-)	(-)
都 知 事 指 定	1	1,685	21	1
	(-)	(130)	(0)	(-)
合 計	1	1,685	21	1
	(-)	(65)	(0)	(-)

\* 指定申請手数料国庫分

イ 計量管理規程の届出等

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、省令で定める「計量管理の方法に関する事項」（以下「計量管理規程」という。）の提出及びその内容を変更した場合の届出が必要となる。令和元年度の届出数は、第19表のとおりである。

第19表 計量管理規程の新規届出及び変更届出数

区 分	新 規 届 出	変 更 届 出	合 計
都知事の指定に係わるもの	1	7	8

ウ 計量管理規程等の実施状況調査

各事業所へ5年に1回程度の割合で、計量関係法令の遵守状況、計量管理規程の整備や計量管理の実施状況等について毎年調査を実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止した。調査概況は以下のとおりである。

- ・調査事業所 延べ 0事業所（団体関係：0、生産・流通関係：0）

- ・調査結果の概要

(ア) 計量関係法令の遵守状況について

指定申請書の記載事項や計量管理規程等に変更が生じた場合について、遅滞なく届出するよう指導している。

(イ) 計量管理規程の整備状況について

各事業所において、計量管理体制、検査設備の取扱い方法及び適正計量管理主任者の位置付け等、定期的な見直しを逐次行い、事業所の実態に見合った管理規程に整備していくよう指導を行っている。

(ウ) 計量管理の実施状況について

使用計量器、検査設備、使用計量器台帳、社員教育について指導を行っている。

#### (8) 質量標準管理マニュアルの承認等

平成8年4月1日から導入された公的質量標準供給体制に伴い、実用基準分銅の調整方法等に係わる質量標準管理マニュアルの提出と、国、都道府県、特定市によるマニュアルの承認が義務付けられている。令和2年度の実績は第20表のとおりである。

第20表 事業別質量標準管理マニュアルの承認数等

事業別	新規承認	変更届出	廃止	承認数
代検査計量士	2	0	0	54
指定定期検査機関等	0	0	0	1
適正計量管理事業所	2	4	2	21
届出製造・修理事業者	0	3	1	20
合計	4	7	3	96



## 2 検 定



## 2 検 定

法では、取引若しくは証明における計量等に使用される計量器のうち、タクシーメーター、質量計、温度計、体積計、アネロイド型圧力計及び浮ひょう型比重計など 18 種類を「特定計量器」と定めている。検定とは、製造、修理、輸入された特定計量器が、法で定める構造に係る技術上の基準に適合し、器差が検定公差を超えていないか検査し、合格した特定計量器には、通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分に、図 1 の検定証印を付すことで、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用可能とする制度である。

検定の実施主体は、政令により計量器の区分ごとに経済産業大臣、都道府県知事等が定められており、一般的に使用されている特定計量器の多くは都道府県知事が検定を行っている。

なお、検定証印と同様に扱われるものとして、経済産業大臣に指定された指定製造事業者がその指定された番号を隣接して表示する、図 2 の基準適合証印がある。



図 1 検定証印



図 2 基準適合証印 (指定番号を隣接して表示)

検定証印には、有効期間の満了の年月を隣接した箇所に表示するもの（有効期間のある特定計量器：タクシーメーター、燃料油メーター、液化石油ガスメーター及び水道メーター等）、検定を行った年月を隣接した箇所に表示するもの（定期検査を受けることが定められた特定計量器：非自動はかり及び皮革面積計）、検定証印のみを付すもの（前記のいずれにも該当しないもの）があり、東京都が主に検定を行う特定計量器は第 1 表のとおりである。

第 1 表 東京都計量検定所が検定を行う主な特定計量器の種類と付す証印、証印の有効期間

特定計量器の種類		付す証印	証印の有効期間	
タクシーメーター	タクシーメーター	検定証印 装置検査証印	定めなし 1 年	
体積計	積算体積計	水道メーター（口径 350mm 以下）	検定証印	
		燃料油メーター（口径 50mm 以下で自動車等給油所設置）	検定証印	
		燃料油メーター（口径 50mm 以下で上記以外の車載等）	検定証印	
		液化石油ガスメーター（口径 40mm 以下で充填機構有）	検定証印	
	量器用尺付タンク（自動車に搭載するもの）	検定証印	定めなし	
質量計		非自動はかり（目量 10mg 以上、目盛標識 100 以上）	検定証印	
		手動天びん、等比皿手動はかりで表記感量 10mg 以上		
		分銅（10mg 以下）、定量おもり、定量増しおもり		
皮革面積計	皮革面積計			
温度計	ガラス製温度計（零下 30℃以上 360℃以下）、ガラス製体温計			
アネロイド型圧力計		0. 1MPa 以上 200. 2MPa 以下で最大最小の圧力差が 1/150 以上		定めなし
		アネロイド型血圧計		
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外、耐圧密度浮ひょうのうち液化石油ガスの計量用			
濃度計	酒精度浮ひょう			
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう、重ボーマ度浮ひょう、日本酒度浮ひょう			

検定は、特定計量器の届出製造事業者、届出修理事業者、輸入事業者の他、特定計量器の使用者等から、新品若しくは基準に基づき修理を行った修理品に区分し申請されるもので（他に、証明とみなされる計量も対象として定められている。）、申請者から、検定申請書、対象となる特定計量器及び添付書類（構造図、作動原理図、その他構造、使用方法及び使用条件を説明した書類等）が提出され、東京都の施設において、法令・規格に定められた事項との照査を実施したうえで、定められた構造に係る技術上の基準及び検定公差について検定を実施する。

ただし、燃料油メーター、液化石油ガスメーター、大型の非自動はかりなど、使用場所に設置され提出が困難な場合、安全管理上、危険物等の取扱場所や製造事業者の設備を使用して行うことが適していると判断したものは、使用場所等へ出張し検定を行っている。

東京都の最近3年間の器種別検定実績は第2表のとおりである。

第2表 器種別検定実績総括表

(個)

区 分		年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
タクシーメーター	装置検査		52,118	51,150	47,247
質量計	非自動はかり		1,597	2,005	1,526
	分銅及びおもり		10,850	10,041	9,582
温度計（ガラス製）	体温計		0	0	0
	体温計以外の温度計		216	425	71
皮革面積計			0	0	0
体積計	積算体積計	水道メーター	0	0	0
		燃料油メーター	1,477	1,199	1,611
		液化石油ガスメーター	64	50	89
	量器用尺付タンク		1,733	1,900	1,924
密度浮ひょう			452	747	351
アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計		2,776	2,603	2,501
	アネロイド型血圧計		36,847	37,017	46,351
濃度計	酒精度浮ひょう		732	416	640
浮ひょう型比重計			10,162	10,962	6,120
合 計			119,024	118,515	118,013

(1) タクシーメーター

ア 検定、装置検査

タクシーメーターは政令で定める車両その他の機械器具に装着して使用する特定計量器（車両等装置用計量器）で、車両に装着した状態で行う検査を装置検査といい、これを行うことで器差検定に合格したものとみなされる。

合格したタクシーメーターには、図3の装置検査証印を付している。装置検査証印の有効期間は1年のため、有効期間満了の年月を併せて表示する。

東京都では、「港南」、「深川」、「立川」の三か所（ただし、島しょ部は現地）で装置検査を実施し、令和2年度の検定台数は47,247台で、前年度比7.6%減であった。

各検査場別の種類別検定台数及び不合格台数並びに不合格理由は、第3表のとおりである。



第3表 年度別検査実績表

図3 装置検査証印

年度	検査場	種類	検定台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由			
						表示等	器差		構造
							(+)	(-)	
平成30年度	港南	タクシー	20,320	34	0.2	0	20	14	0
		ハイヤー	1,999	11	0.6	0	9	2	0
	深川	タクシー	22,048	9	0.0	0	5	3	1
		ハイヤー	1,344	4	0.3	0	1	3	0
	立川	タクシー	6,407	13	0.2	0	3	9	1
	小計	タクシー	48,775	56	0.1	0	28	26	2
		ハイヤー	3,343	15	0.4	0	10	5	0
合計		52,118	71	0.1	0	38	31	2	
令和元年度	港南	タクシー	19,763	24	0.1	0	8	16	0
		ハイヤー	1,985	4	0.2	0	4	0	0
	深川	タクシー	21,442	18	0.1	0	9	9	0
		ハイヤー	1,498	7	0.5	0	3	4	0
	立川	タクシー	6,462	13	0.2	0	6	7	0
	小計	タクシー	47,667	55	0.1	0	23	32	0
		ハイヤー	3,483	11	0.3	0	7	4	0
合計		51,150	66	0.1	0	30	36	0	
令和2年度	港南	タクシー	18,140	16	0.1	0	13	3	0
		ハイヤー	1,672	1	0.1	0	0	1	0
	深川	タクシー	20,353	20	0.1	0	6	9	5
		ハイヤー	1,187	4	0.3	0	1	3	0
	立川	タクシー	5,895	14	0.2	0	9	5	0
	小計	タクシー	44,388	50	0.1	0	28	17	5
		ハイヤー	2,859	5	0.3	0	1	4	0
合計		47,247	55	0.1	0	29	21	5	

(技術基準等) JIS D 5609 : 2014, 2019 タクシーメーター

(2) 質量計

ア 検定実績

令和2年度の検定個数は11,108個で、前年度比7.8%減である。年度別検定実績は、第4表のとおりである。

第4表 年度別検定実績表

年 度 器 種		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
非 自 動 は か り	電気抵抗線式 はかり	115	3	2.6	144	20	13.9	154	7	4.5
	誘電式はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	電磁式はかり	82	2	2.4	109	3	2.8	96	2	2.1
	その他の 電気式はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	手動天びん	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	等比皿手動 はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	棒はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	その他の 手動式はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	ばね式はかり	1,400	0	0.0	1,752	3	0.2	1,276	3	0.2
	手動指示併用 はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	その他の 指示はかり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
小 計	1,597	5	0.3	2,005	26	1.3	1,526	12	0.8	
分 銅 等	分 銅	8,820	6	0.1	7,714	10	0.1	7,238	7	0.1
	定量おもり	0	—	—	0	—	—	0	—	—
	定量増おもり	2,030	0	0.0	2,327	1	0.0	2,344	2	0.1
	小 計	10,850	6	0.1	10,041	11	0.1	9,582	9	0.1
合 計	12,447	11	0.1	12,046	37	0.3	11,108	21	0.2	

(技術基準等) JIS B 7611-2 : 2015 非自動はかり—性能要件及び試験方法—第2部 : 取引又は証明用

JIS B 7611-3 : 2015 非自動はかり—性能要件及び試験方法—第3部 : 分銅及びおもり—取引又は証明用

## イ 不合格理由

不合格理由の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 不合格理由表

機種	項目	不合格 個数	不合格理由									
			表 記 等	器 差 検 定	構造に係る技術上の基準							
					JIS B 7611-2				JIS B 7611-3			
					繰返 し性	偏置 荷重	感じ (HMO)	その他	表面 状態	材料	構造	
非 自 動 は かり	電気式はかり 電気抵抗線式はかり	7	0	7	0	0	0	0	0	—	—	—
	電気式はかり 電磁式はかり	2	0	1	0	1	0	0	—	—	—	
	機械式はかり 直線目盛付きばね式指示はかり	3	0	3	0	0	0	0	—	—	—	
	小 計	12	0	11	0	1	0	0	—	—	—	
分 銅 等	分銅等	7	0	5	—	—	—	—	0	1	1	
	定量増おもり	2	0	0	—	—	—	—	0	2	0	
	小 計	9	0	5	—	—	—	—	0	3	1	
合 計		21	0	16	0	1	0	0	0	3	1	

### (3) 圧力計（アネロイド型）

#### ア 一般圧力計

令和2年度の一般圧力計の検定個数は2,501個で、前年度比3.9%減である。

年度別検定実績及び不合格理由は、第6表のとおりである。

第6表 年度別検定実績表

年度	項目	検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率 (%)	不 合 格 理 由					
					器差	零点	漏えい	構造	耐久性	その他
平成30年度		2,776	28	1.0	26	0	0	0	0	2
令和元年度		2,603	18	0.7	3	0	0	0	0	15
令和2年度		2,501	8	0.3	7	0	0	1	0	0

(技術基準等) JIS B 7505-2 : 2015 アネロイド型圧力計—第2部 : 取引又は証明用

JIS E 4118 : 2015 鉄道車両-ブルドン管圧力計

## イ 血圧計

令和2年度の血圧計の検定個数は46,351個で、前年度比25.2%増である。

年度別検定実績及び不合格理由は、第7表のとおりである。

第7表 年度別検定実績表

年度	項目	検 定 個 数	不合格 個 数	不合格 率 (%)	不 合 格 理 由					
					器差	零点	漏えい	構造	耐久性	その他
平成30年度		36,847	1,984	5.4	1,982	0	0	0	0	2
令和元年度		37,017	3,684	10.0	809	0	2,873	2	0	0
令和2年度		46,351	2,732	5.9	1,842	0	888	2	0	0

(技術基準等) JIS T 4203 : 2012 非観血式機械血圧計/JIS T 1115 : 2005, 2018 非観血式電子血圧計

(4) 皮革面積計

令和2年度は皮革面積計の検定の実績はない。

年度別検定実績は第8表のとおりである。

第8表 年度別検定実績表

年度 項目 種類	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)
皮革面積計	0	—	—	0	—	—	0	—	—

(技術基準等) JIS B 7614 : 2010 皮革面積計

(5) 温度計

ア 検定実績

令和2年度の検定個数は71個で、前年度比83.3%減で、不合格率が5.6%であった。

なお、水銀汚染防止法で水銀の輸入が禁止され、代替物質の特定も困難なため、ガラス製体温計の検定申請がなかった。年度別検定実績は第9表のとおりである。

第9表 年度別検定実績表

年度 項目 種類	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)
体温計	ガラス製(水銀)	0	—	0	—	—	0	—	—
	抵抗(電子)	0	—	0	—	—	0	—	—
	小計	0	—	0	—	—	0	—	—
ガラス製温度計	216	48	22.2	425	48	11.3	71	4	5.6
合計	216	48	22.2	425	48	11.3	71	4	5.6

(技術基準等) JIS T 4206 : 2014, 2018 ガラス製体温計/JIS T 1140 : 2014 電子体温計

JIS B 7411-2 : 2015 一般用ガラス製温度計—第2部 : 取引又は証明用

JIS B 7414 : 2018 ガラス製温度計

イ 不合格理由

令和2年度の不合格理由の内訳は、第10表のとおりである。内訳は、①目盛 83.3%、②破損によるものが14.6%、③その他2.1%の順となっている。

第10表 不合格理由表

年度 項目 種類	不合格 個数	不合格理由								
		器差検定	構造検定							
			器差	材料	水銀切れ 液切れ	留点の かたさ	目盛	破損	表記等	その他
体温計	ガラス製体温計(水銀)	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	抵抗体温計(電子)	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	0	—	—	—	—	—	—	—	—
ガラス製温度計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
合計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	



(6) 浮ひょう型比重計・濃度計及び密度計

ア 検定実績

令和2年度の浮ひょう型比重計、濃度計及び密度計の検定個数は、7,111個であった。  
 年度別検定実績は第11表のとおりである。

第11表 年度別検定実績表

年 度 器 種		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
比 重 計	比重浮ひょう	8,798	888	10.1	9,584	813	8.5	5,466	202	3.7
	重ボーメ度	1,305	78	6.0	1,378	73	5.3	640	31	4.8
	日本酒度	59	11	18.6	0	—	—	14	5	35.7
	小 計	10,162	977	9.6	10,962	886	8.1	6,120	238	3.9
濃 度 計 (酒精度浮ひょう)		732	31	4.2	416	20	4.8	640	12	1.9
密 度 計	比較法によるもの	431	10	2.3	721	12	1.7	341	1	0.3
	衡量法によるもの	21	3	14.3	26	3	11.5	10	1	10.0
	小 計	452	13	2.9	747	15	2.0	351	2	0.6
合 計		11,346	1,021	9.0	12,125	921	7.6	7,111	252	3.5

(技術基準等) JIS B 7525-1 : 2013, 2018 浮ひょう一密度浮ひょう  
 JIS B 7525-2 : 2013, 2018 浮ひょう一液化石油ガス用浮ひょう型密度計  
 JIS B 7525-3 : 2013, 2018 浮ひょう一浮ひょう型比重計/JIS B 7548 : 2009 酒精度浮ひょう

イ 不合格理由

令和2年度不合格理由は、第12表のとおりである。

第12表 不合格理由表

機 種 項 目		不 合 格 個 数	不 合 格 理 由						
			器 差	目 盛	材 料	破 損	表 記	形 状 傾 斜	そ の 他
比 重 計	比重浮ひょう	202	171	7	0	8	3	13	0
	重ボーメ度	31	29	1	0	1	0	0	0
	日本酒度	5	5	0	0	0	0	0	0
	小 計	238	205	8	0	9	3	13	0
濃度計 (酒精度浮ひょう)		12	3	0	0	7	0	2	0
密 度 計	比較法によるもの	1	1	0	0	0	0	0	0
	衡量法によるもの	1	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	2	2	0	0	0	0	0	0
合 計		252	210	8	0	16	3	15	0
不合格理由の割合			83.3%	3.2%	0.0%	6.3%	1.2%	6.0%	0.0%

(7) 体積計

ア 積算体積計

(ア) 水道メーター

平成 28 年度以降検定の実績はない。  
 都内には、届出製造事業者が 1 社のみである。

(イ) 燃料油メーター

燃料油メーターの検定は、ガソリンスタンドなどの計量器の所在場所に出向き、比較法により行っている。

令和 2 年度の検定個数は 1,611 個で、大半は有効期間満了による修理品の検定である。

年度別検定実績及び不合格理由は第 13 表、器種別の検定実績は第 14 表のとおりである。燃料油メーターの有効期間は自動車等給油メーターが 7 年、それ以外が 5 年で、年度毎の検定数は一定ではない。

第 13 表 年度別検定実績表

年度	項目	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	不合格理由			
					器差	表示	構造	その他
平成 30 年度	新品	0	—	—	—	—	—	—
	修理品	1,477	56	3.8	19	3	28	6
	合計	1,477	56	3.8	19	3	28	6
令和 元 年度	新品	0	—	—	—	—	—	—
	修理品	1,199	11	0.9	10	1	0	0
	合計	1,199	11	0.9	10	1	0	0
令和 2 年度	新品	34	1	2.9	1	0	0	0
	修理品	1,577	12	0.8	12	0	0	0
	合計	1,611	13	0.8	13	0	0	0

(技術基準等) JIS B 8572-1:2008 燃料油メーター 取引又は証明用 第 1 部：自動車等給油メーター  
 JIS B 8572-2:2011 燃料油メーター 取引又は証明用 第 2 部：小型車載燃料油メーター  
 JIS B 8572-3:2011 燃料油メーター 取引又は証明用 第 3 部：微流量燃料油メーター  
 JIS B 8572-4:2014 燃料油メーター 取引又は証明用 第 4 部：定置燃料油メーター、大型車載燃料油メーター及び簡易燃料油メーター

第 14 表 器種別検定実績表

器種	項目	新品			修理品		
		検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)
自動車等給油メーター		0	—	—	1,408	10	0.7
小型車載燃料油メーター		0	—	—	134	2	1.5
大型車載燃料油メーター		34	1	2.9	34	0	0.0
簡易燃料油メーター		0	—	—	1	0	0.0
微流量燃料油メーター		0	—	—	0	—	—
定置燃料油メーター		0	—	—	0	—	—
合計		34	1	2.9	1,577	12	0.8

(ウ) 液化石油ガスメーター

液化石油ガスメーターの検定は、LPガススタンドなどの計量器の使用場所に出向いて実施しており、検定の有効期間は4年である。

令和2年度の検定個数は89個で、年度別検定実績は第15表のとおりである。

第15表 年度別検定実績表

年度	項目	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	不合格理由			
					器差	表示	構造	その他
平成 30 年度	新品	14	2	14.3	2	0	0	0
	修理品	50	5	10.0	5	0	0	0
	合計	64	7	10.9	7	0	0	0
令和 元 年度	新品	5	0	0	0	0	0	0
	修理品	45	1	2.2	1	0	0	0
	合計	50	1	2.0	1	0	0	0
令和 2 年度	新品	12	0	0	0	0	0	0
	修理品	77	2	2.6	2	0	0	0
	合計	89	2	2.2	2	0	0	0

(技術基準等) JIS B 8574 : 2013 液化石油ガスメーター—取引又は証明用

イ 量器用尺付タンク

検定対象の量器用尺付タンクはタンクローリーなどの自動車に搭載するもので、申請事業者の製造工場へ出向き検定を実施している。

令和2年度の検定数は1,924個で、年度別、新品・修理品別検定実績及び不合格理由は第16表のとおりである。

第16表 年度別検定実績表

年度	項目	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	不合格理由			
					器差	表示	構造	その他
平成 30 年度	新品	1,733	0	0	0	0	0	0
	修理品	0	—	—	—	—	—	—
	合計	1,733	0	0	0	0	0	0
令和 元 年度	新品	1,900	0	0	0	0	0	0
	修理品	0	—	—	—	—	—	—
	合計	1,900	0	0	0	0	0	0
令和 2 年度	新品	1,924	0	0	0	0	0	0
	修理品	0	—	—	—	—	—	—
	合計	1,924	0	0	0	0	0	0

(技術基準等) JIS B 8573 : 2011 量器用尺付タンク—取引又は証明用

(参考) 「2 検定」で使用する、政省令及び JIS 規格で定義された主な計量計測用語

計量法施行令 (平成五年十月六日政令第三百二十九号)

項目	用語	定義
第 2 条 (特定計量器)		
二 (1)	目量	隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。
二 (2)	感量	質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。

特定計量器検定検査規則 (平成五年十月二十六日通商産業省令第七十号)

項目	用語	定義
第 16 条 (器差及び検定公差)		
	器差	計量値から真実の値 (基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値 (器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値)) を減じた値又は、その真実の値に対する割合。
	検定公差	タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用するものとする。 法第七十一条第一項第二号 の経済産業省令で定める検定公差は、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

日本産業規格 JIS Z 8103 : 2019 計測用語

番号	用語	定義
3.5 誤差及び不確かさ		
503	真値, 真の値	量の定義と整合する量の値。 注記 測定解釈における誤差アプローチでは、真値が一意的で、実際には知ることのできないものと考えられている。
504	(取決めによる) 真の値	ある与えられた目的のために、合意によって、量に付与された値。
505	誤差	測定値から真値を引いた値。
520	繰返し性	一連の測定の繰返し条件の下での測定の精密さ。
3.7 測定器の特性及び性能		
707	器差	a) 指示値から真値を引いた値。 b) 標準器の公称値から真値を引いた値。
733	許容差	基準にとった値と、それに対して許容される限界の値との差。 注記 計量法では、検定公差、基準器公差のように、“許容差”の意味で“公差 (対応英語は tolerance)”が用いられている。

日本産業規格 JIS B 7611-2 : 2015 非自動はかり - 性能要件及び試験方法 - 第 2 部 : 取引又は証明用

番号	用語	定義
3 用語及び定義		
3.3.1.1	ひょう量	加算式風袋量を考慮しない最大計量能力
3.2.7.4	風袋引き装置	何らかの荷重が荷重受け部上にあるとき、表示を零に設定するための装置。
	加算式風袋引き装置	正味荷重に対する計量範囲は変わらない風袋引き装置。
3.3.2.2	実目量( <i>d</i> )	目量より小さい量の表示であり、はかりの器差又は計量値の決定に使用することができる。補助的な表示装置及び拡張表示装置の表示も含まれる。(実目量の表示は、取引又は証明に使用できない。)
3.3.2.3	目量( <i>e</i> )	隣接する実目量を除く、目盛標識のそれぞれが表わす物象の状態の量の差。感量 (はかりが反応することができる質量の最小変化) も含む。
3.4.1	感じ	荷重の小さな変化に対応する、はかりの能力
3.4.2	繰返し性	一定と見なし得る試験条件の下で、同じ荷重を実用的に同じ方法で荷重受け部に数回載せた場合に、互いに一致した計量結果をもたらすはかりの能力。
5.6.2	偏置荷重	(前記省略) 偏った位置に荷重した器差は、検定公差を超えてはならない。

日本産業規格 JIS T 4206 : 2014 ガラス製体温計

番号	用語	定義
3 用語及び定義		
3.1	留点	温度が下降しても、水銀糸が計られた最高温度の位置に保たれるよう毛細管の一部を狭くした部分。

### 3 基準器検査



### 3 基準器検査

法第 102 条に基づいて経済産業大臣又は都道府県知事等が行う、特定計量器の検定、定期検査等に用いる計量器（以下「基準器」という。）の検査を基準器検査といい、基準器検査規則（平成 5 年 10 月 27 日通商産業省令第 71 号）に基づき、基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができる者の区分に従い、申請を受理し実施するものである。

基準器検査に合格した計量器には、図 1 の基準器検査証印を付すとともに基準器検査成績書が交付される。なお、基準器検査証印には基準器ごとに有効期間が定められており、有効期間を経過した基準器は使用できない

東京都が実施している基準器検査は、長さ（タクシーメーター装置検査用基準器）、質量（基準はかり、基準分銅）、面積（基準面積板）及び体積（基準ガスメーター、液体メーター用基準タンク）で、最近 3 年間の検査実績は第 1 表、有効期間は第 2 表のとおりである。



図 1 基準器検査証印

第 1 表 器種別基準器検査実績総括表 (個)

区 分	年 度		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
タクシーメーター装置検査用基準器	34	14	8
基準はかり	2	2	1
基準分銅	1,583	1,944	2,458
基準面積板	3	1	2
基準タンク（液体メーター用基準タンク）	14	9	18
合 計	1,636	1,970	2,487

第 2 表 基準器検査証印の有効期間

区 分	有効期間
長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器	4 年
質量基準器	
1 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1 年
2 1 に掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く。）	5 年
3 1 又は 2 に掲げるもの以外のもの	3 年
面積基準器 基準面積板	3 年
体積基準器	
1 基準積算体積計（基準ガスメーター）	2 年
2 基準タンク（3 に掲げるものを除く。）	5 年
3 ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの	8 年

(1) 長さ基準器

現在検査を行っている長さ基準器はタクシーメーター装置検査用基準器で、タクシーメーターを車両に取付けた状態で行う装置検査に用いるものである。

年度別検査実績は、第3表のとおりである。

第3表 年度別検査実績

年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
タクシーメーター 装置検査用基準器	34	0	0.0	14	0	0.0	8	0	0.0

(2) 質量基準器

質量基準器は、非自動はかりの検定、定期検査、基準はかり、下位の基準分銅の基準器検査に用いるほか、届出製造及び届出修理事業者の検査設備としても用いられている。

質量基準器は基準分銅と基準はかりに区分され、計量検定所では、基準分銅のうち、一級基準分銅、二級基準分銅、三級基準分銅と、基準はかりのうち、ひょう量が5トン以下で目量又は感量がひょう量の2万分の1以上の基準台手動はかり、ひょう量が2トン以下で目量又は感量がひょう量の4千分の1以上の基準手動天びん又は基準直示天びんの検査を行っている。

年度別検査実績は、第4表のとおりである。

第4表 年度別検査実績

年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
基準台手動はかり	2	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0
一級基準分銅	741	0	0.0	1,133	0	0.0	1,459	23	1.6
内 訳	200g 以下	581	0	985	0	0.0	1,188	23	1.9
	200g 超え	160	0	148	0	0.0	271	0	0.0
二級基準分銅	578	4	0.7	452	0	0.0	691	0	0.0
内 訳	5kg 以下	361	2	216	0	0.0	441	0	0.0
	50kg 以下	169	0	190	0	0.0	204	0	0.0
	50kg 超え	48	2	46	0	0.0	46	0	0.0
三級基準分銅	264	0	0.0	359	0	0.0	308	0	0.0
内 訳	5kg 以下	179	0	306	0	0.0	263	0	0.0
	50kg 以下	85	0	53	0	0.0	45	0	0.0
	50kg 超え	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	1,585	4	0.0	1,946	1	0.1	2,459	23	0.9



### (3) 面積基準器

面積基準器として、皮革面積計の検定・検査に用いる基準面積板の検査を行っている。  
年度別検査実績は、第5表のとおりである。

第5表 年度別検査実績

年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
面積基準器	3	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0

### (4) 体積基準器

#### ア 基準タンク（液体メーター用基準タンク）

液体メーター用基準タンクは、体積計の検定・検査に用いる基準器であり、25リットル以下の燃料油メーター用基準タンク、1,000リットル未満の水道メーター用基準タンクを検査している。水道メーター用基準タンクの検査は、計量器の所在場所に出向き、現地検査を実施している。

年度別検査実績は、第6表のとおりである。

第6表 年度別検査実績

年 度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
25L 以下	14	2	14.3	9	0	0.0	13	0	0.0
1,000L 未満	0	—	—	0	—	—	5	0	0.0
合 計	14	2	14.3	9	0	0.0	18	0	0.0

### (5) 実用基準分銅の調整

東京都が質量計の検定、検査等に使用する※実用基準分銅は、「東京都質量標準管理マニュアル」に基づき年2回の検査等を実施している。

第7表 実用基準分銅の調整数（令和2年度実績）

器 種	検 定 課		検 査 課	
	前 期	後 期	前 期	後 期
1級実用基準分銅（角とう形）	75	75	0	0
〃（円筒形・板状）	128	128	52	52
小 計	203	203	52	52
2級実用基準分銅（角とう形）	195	195	106	106
〃（円筒形・板状）	84	84	108	108
〃（増しおもり型）	70	70	82	82
〃（バスケット型、錘台、連環等）	104	104	29	29
小 計	453	453	325	325
合 計	656	656	377	377

※ 実用基準分銅：基準分銅と同等以上の精度に調整した分銅であって基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第83条第2項から第90条の規定若しくは、公的質量標準供給体制の改革について（平成7年12月15日 計量行政室 計量研究所）に適合するもの



## 4 定期検査等



## 4 定期検査等

### (1) 定期検査

#### ア 概要

東京都計量検定所では「計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成5年11月1日東京都規則第154号）」において委任された都知事の権限で、適正な計量の実施を確保するため、法第19条に基づき、都が管轄する地域で取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（「非自動はかり」、「分銅及びおもり」、「皮革面積計」）の性能及び器差に係る検査を定期的実施している。

「計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月経済産業省計量行政室）」（抜粋）

#### A 定義関係について

#### 2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

- ・学校等における体重計について例：学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動はかりであって、その計量値が健康診断票等に示され通知、報告等されるもの

定期検査対象及び実施時期は、法第21条に基づき「非自動はかり、分銅及びおもり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回で、期日の1月前までに公示する。

#### (ア) 検査区分

東京都では、以下の地域のひょう量250kg以下の非自動はかりの定期検査を直営で実施している。

○奇数年度実施地域：新宿区、三宅村、八丈町、稲城市、国分寺市、東大和市、小平市、北区、江東区、杉並区

○偶数年度実施地域：中野区、檜原村、日の出町、あきる野市、福生市、小笠原村、町田市、練馬区、豊島区、品川区

前記の地域以外の定期検査は、法第20条の規定に基づき、(一社)東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、平成14年4月からひょう量2トンを超える非自動はかり、平成16年4月からひょう量250キログラムを超えて2トン以下の非自動はかり、平成20年4月からは都が指定した地域のひょう量250キログラム以下の非自動はかりについて、業務委託している。

定期検査は、特定計量器検定検査規則第39条に規定された「定期検査の事務の効率的な実施に資する」場合を、申請が不要な所在場所での定期検査とし、その他省令で定めた条件（質量又は体積が大きいため運搬が困難なもの、構造上運搬することにより破損し精度低下の恐れのあるもの、土地または建物その他の工作物に取り付けられ取り外しが困難なもの、数が多い場合又は検査設備を備えており、所在場所で行っても検査の事務に支障がないとき）に該当する場合は、申請書の提出を受け所在場所検査を実施する。

なお、所在場所検査の条件に該当しない特定計量器を使用する事業者を補完するため、公示した地域の実施時期に限り、計量検定所内での検査を行う。

(イ) 定期検査済証印等

定期検査に合格した特定計量器には、計量法第24条に基づき、定期検査を実施した年月が表示される定期検査済証印を付すとともに、定期検査を実施した都又は指定定期検査機関の名称を表示する。

都では、消費者等が確認しやすいよう定期検査済証印及び表記事項等が表示された円形の貼付け印を貼付している。

(ウ) 都知事以外が実施する定期検査と定期検査に代わる計量士による検査

都知事の権限で実施する定期検査以外に、法第127条第1項の適正計量管理事業所、法第19条第2項により、経済産業省令で定める計量士が定期検査を行うことが定められている。

また、定期検査に代わるものとして、法第25条では、特定計量器の使用者が定期検査の実施時期より前に一般計量士が特定計量器検定期検査規則で定める方法で検査を実施し交付する証明書を添えて、所管する者に届け出た場合は、行政が実施する定期検査を要さないことが定められている。

《定期検査済証印が付された貼付け印》



(東京都)



(指定定期検査機関)

《次回検査時期周知用シール》



## (エ) 令和2年度定期検査実績

第1-1表 令和2年度 定期検査（総合）実績

区分	検査戸数	器物の種類	検査 器物数	不合格 器物数	不合格率
都 検 査	3,224 (3)	非自動はかり	5,142	14	0.3%
		分銅及びおもり	1,191	0	0.0%
		皮革面積計	5	0	0.0%
		小 計	6,338	14	0.2%
指定定期 検査機関	11,020	非自動はかり	20,490	170	0.8%
		分銅及びおもり	6,622	6	0.1%
		小 計	27,112	176	0.6%
合 計	14,244 (3)	非自動はかり	25,632	184	0.7%
		分銅及びおもり	7,813	6	0.1%
		皮革面積計	5	0	0.0%
		小 計	33,450	190	0.6%

検査戸数の（ ）内は、皮革面積計の検査戸数を表す。

第1-2表 令和2年度 定期検査（指定定期検査機関）実績

区分	検査戸数	器物の種類	検査 器物数	不合格 器物数	不合格率
小型	6,817	非自動はかり	11,037	44	0.4%
		分銅及びおもり	2,609	0	0.0%
		小 計	13,646	44	0.3%
中型	4,087	非自動はかり	9,159	126	1.4%
		分銅及びおもり	3,872	6	0.2%
		小 計	13,031	132	1.0%
大型	116	非自動はかり	294	0	0.0%
		分銅及びおもり	141	0	0.0%
		小 計	435	0	0.0%
合 計	11,020	非自動はかり	20,490	170	0.8%
		分銅及びおもり	6,622	6	0.1%
		小 計	27,112	176	0.6%

注 小型：指定範囲がひょう量250キログラム以下の非自動はかり

中型：指定範囲がひょう量250キログラムを超えて2トン以下の非自動はかり

大型：指定範囲がひょう量2トンを超える非自動はかり

(オ) 最近の定期検査実績

第2表 定期検査実績

年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率
平成29年度	16,066	29,601	230	0.8%
平成30年度	15,888	30,771	361	1.2%
令和元年度	17,188	32,238	241	0.7%
令和2年度	14,244	33,445	190	0.6%

(カ) 定期検査の器種別実績

第3-1表 機種別定期検査実績（令和2年度）

検査器種		検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	11,983	11,966	17	0.1%	
	機械式はかり	手動天びん	0	0	0	—
		等比皿手動はかり	50	50	0	0.0%
		棒はかり	29	29	0	0.0%
		その他の手動式はかり	541	541	0	0.0%
		ばね式はかり	2,094	2,092	2	0.1%
		手動指示併用はかり	156	156	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	0	0	—
	機械式はかり計	2,870	2,868	2	0.0%	
非自動はかり計	14,853	14,834	19	0.1%		
分銅及びおもり	分銅	987	987	0	0.0%	
	定量おもり	19	19	0	0.0%	
	定量増おもり	2,794	2,794	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	3,800	3,800	0	0.0%	
皮革面積計		5	5	0	0.0%	
合計		18,658	18,639	19	0.1%	



第3-2表 機種別定期検査（都検査、指定定期検査機関別）実績（令和2年度）

区分	検査器種	都検査			指定定期検査機関			
		検査器物数	不合格器物数	不合格率	検査器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	4,332	10	0.2%	7,854	7	0.1%	
	機械式はかり	手動天びん	0	0	—	0	0	—
		等比皿手動はかり	20	0	0.0%	30	0	0.0%
		棒はかり	8	0	0.0%	21	0	0.0%
		その他の手動式はかり	161	0	0.0%	380	0	0.0%
		ばね式はかり	558	2	0.4%	1,536	0	0.0%
		手動指示併用はかり	54	0	0.0%	102	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	0	—	0	0	—
		機械式はかり計	801	2	0.2%	2,069	0	0.0%
非自動はかり計	5,133	12	0.2%	9,923	7	0.1%		
分銅及びおもり	分銅	338	0	0.0%	649	0	0.0%	
	定量おもり	7	0	0.0%	12	0	0.0%	
	定量増おもり	846	0	0.0%	1,948	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	1,191	0	0.0%	2,609	0	0.0%	
皮革面積計		5	0	0.0%	—	—	—	
合計		6,329	12	0.2%	12,532	7	0.1%	

(キ) 定期検査における受検者の業種別戸数

第4表 業種別検査戸数表（令和2年度）

No.	業 種	小型		中型	大型	所内	所在※	合 計	構成比 (%)
		機械式	電気式						
01	各種食料品	89	194	19	0	0	0	302	2.1%
02	酒・調味料	63	14	3	0	0	0	80	0.6%
03	食 肉	26	611	10	0	0	0	647	4.5%
04	鮮 魚	73	209	74	0	0	0	356	2.5%
05	野菜・果実	189	221	85	0	0	0	495	3.5%
06	菓子・パン	87	53	0	0	0	0	140	1.0%
07	その他飲食料品	411	1,011	10	0	0	0	1,432	10.0%
08	金物・荒物	12	1	0	0	0	0	13	0.1%
09	燃 料	4	0	14	0	0	0	18	0.1%
10	呉服・服地寝具	24	3	0	0	0	0	27	0.2%
11	鋳物・金属材料	8	1	35	20	0	0	64	0.4%
12	再生資源	3	8	45	51	0	0	107	0.7%
13	スーパー	5	355	0	0	0	0	360	2.5%
14	その他卸売業	19	28	0	0	0	0	47	0.3%
15	食料品製造業	68	95	9	0	0	0	172	1.2%
16	その他製造業	17	42	30	16	0	0	105	0.7%
17	貴 金 属	0	230	5	0	0	0	235	1.6%
18	医療・保健	298	3,318	217	0	0	0	3,833	26.7%
19	福祉施設	183	1,202	18	0	0	0	1,403	9.8%
20	運輸・通信業	10	16	3,474	0	1	0	3,501	24.4%
21	金 融 業	11	57	0	0	0	0	68	0.5%
22	官公庁施設	14	20	9	18	0	0	61	0.4%
23	学 校 等	215	512	21	0	0	0	748	5.2%
24	そ の 他	56	51	9	6	0	3	125	0.9%
合 計		1,885	8,252	4,087	111	1	3	14,339	100.0%

※「所在」は、皮革面積計（「24その他」のうち3戸）

(ク) 定期検査を要さない器物数

法第19条第1項第3号並びに同施行令第10条第2項及び附則第5条に定める定期検査を要さない非自動はかりは第5表のとおり。次回(2年後)は定期検査対象となる。

第5表 定期検査を要さない器物数

検査器種	小型	中型	大型	所内持込	合計
電気式はかり	1,273	234	9	0	1,516
機械式はかり	53	368	0	0	421
合 計	1,326	602	9	0	1,937

イ 機械式はかり検査

区市町村の事前調査報告をもとに、ひょう量250キログラム以下の機械式はかりについて、所在場所検査を実施している。

(ア) 令和2年度実績

令和2年度の検査対象となった地域は、10区16市及び9町村でその実績は第6表のとおりである（網かけは、都直営で実施する地域）。

第6表 機械式はかり（小型）区市町村別実績表（令和2年度）

地域	事業所		器物数		地域	事業所		器物数		
	戸数	割合%	個数	割合%		戸数	割合%	個数	割合%	
区部	墨田区	133	7.2%	529	8.0%	立川市	75	4.0%	294	4.5%
	江東区	136	7.3%	484	7.4%	武蔵野市	47	2.5%	197	3.0%
	大田区	237	12.8%	818	12.4%	青梅市	0	0.0%	0	0.0%
	世田谷区	250	13.5%	958	14.6%	昭島市	0	0.0%	0	0.0%
	渋谷区	31	1.7%	99	1.5%	小平市	60	3.2%	159	2.4%
	中野区	0	0.0%	0	0.0%	東村山市	50	2.7%	201	3.1%
	杉並区	172	9.3%	630	9.6%	国分寺市	30	1.6%	80	1.2%
	北区	138	7.4%	502	7.6%	国立市	39	2.1%	78	1.2%
	荒川区	27	1.5%	56	0.9%	福生市	0	0.0%	0	0.0%
	足立区	243	13.1%	840	12.8%	東大和市	0	0.0%	0	0.0%
	小計	1,367	73.7%	4,916	74.7%	清瀬市	31	1.7%	118	1.8%
島しょ部	大島町	0	0.0%	0	0.0%	東久留米市	36	1.9%	143	2.2%
	利島村	0	0.0%	0	0.0%	武蔵村山市	42	2.3%	143	2.2%
	新島村	0	0.0%	0	0.0%	羽村市	0	0.0%	0	0.0%
	神津島村	0	0.0%	0	0.0%	あきる野市	0	0.0%	0	0.0%
	小笠原村	0	0.0%	0	0.0%	西東京市	78	4.2%	248	3.8%
	小計	0	0.0%	0	0.0%	瑞穂町	0	0.0%	0	0.0%
斜体で記載し下線を付した地域は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け、全部または一部の実施を延期した地域					日の出町	0	0.0%	0	0.0%	
					奥多摩町	0	0.0%	0	0.0%	
					檜原村	0	0.0%	0	0.0%	
					小計	488	26.3%	1,661	25%	
					総合計	1,855戸		6,577台		

ウ 電気式はかり検査

区市町村の事前調査報告をもとに、ひょう量250キログラム以下の電気式はかりについて、所在場所検査を実施している。

(ア) 令和2年度実績

令和2年度の検査対象となった地域は、10区16市及び9町村でその実績は第7表のとおりである（網かけは、都直営で実施する地域）。

第7表 電気式はかり（小型）区市町村別実績（令和2年度）

地域	事業所		器物数		地域	事業所		器物数		
	戸数	割合%	個数	割合%		戸数	割合%	個数	割合%	
区部	墨田区	508	6.2%	747	5.6%	立川市	325	3.9%	512	3.9%
	江東区	770	9.4%	1,316	9.9%	武蔵野市	306	3.7%	441	3.3%
	大田区	1,044	12.7%	1,719	12.9%	青梅市	0	0.0%	0	0.0%
	世田谷区	1,172	14.2%	2,002	15.1%	昭島市	0	0.0%	0	0.0%
	渋谷区	176	2.1%	230	1.7%	小平市	241	2.9%	411	3.1%
	中野区	0	0.0%	0	0.0%	東村山市	198	2.4%	312	2.3%
	杉並区	806	9.8%	1,250	9.4%	国分寺市	202	2.5%	256	1.9%
	北区	548	6.7%	820	6.2%	国立市	130	1.6%	247	1.9%
	荒川区	92	1.1%	178	1.3%	福生市	0	0.0%	0	0.0%
	足立区	855	10.4%	1,373	10.3%	東大和市	175	2.1%	321	2.4%
	小計	5,971	72.5%	9,635	72.5%	清瀬市	127	1.5%	224	1.7%
島しょ部	大島町	0	0.0%	0	0.0%	東久留米市	158	1.9%	259	1.9%
	利島村	0	0.0%	0	0.0%	武蔵村山市	135	1.6%	250	1.9%
	新島村	0	0.0%	0	0.0%	羽村市	0	0.0%	0	0.0%
	神津島村	0	0.0%	0	0.0%	あきる野市	0	0.0%	0	0.0%
	小笠原村	0	0.0%	0	0.0%	西東京市	267	3.2%	418	3.1%
	小計	0	0.0%	0	0.0%	瑞穂町	0	0.0%	0	0.0%
斜体で記載し下線を付した地域は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け、全部または一部の実施を延期した地域					日の出町	0	0.0%	0	0.0%	
					奥多摩町	0	0.0%	0	0.0%	
					檜原村	0	0.0%	0	0.0%	
					小計	2,264	27.5%	3,651	27%	
					総合計	8,235戸		13,286台		

エ 指定定期検査機関による検査

(ア) 大型はかりの定期検査

平成14年2月に(一社)東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同年4月から検査業務委託により、ひょう量2トンを超える非自動はかりと同事業所で使用している2トン以下の非自動はかり、分銅及びおもりについて検査を実施している。

大型はかりの器種別実績は、第8表のとおりである。

第8表 大型はかり検査の器種別集計表（令和2年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	270	270	0	0.0%	
	機械式はかり	手動天びん	0	—	—	—
		等比皿手動はかり	0	—	—	—
		棒はかり	0	—	—	—
		その他の手動式はかり	18	18	0	0.0%
		ばね式はかり	6	6	0	0.0%
		手動指示併用はかり	0	—	—	—
		その他の指示はかり	0	—	—	—
		機械式はかり計	24	24	0	0.0%
非自動はかり計	294	294	0	0.0%		
分銅及びおもり	分銅	0	—	—	—	
	定量おもり	0	—	—	—	
	定量増おもり	61	61	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	141	141	0	0.0%	
合	計	435	435	0	0.0%	

(イ) 中型はかりの定期検査

平成16年2月に（一社）東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同年4月から検査業務委託により、ひょう量250キログラムを超え2トン以下の非自動はかりと同事業所で使用している250キログラム以下の非自動はかり、分銅及びおもり並びに都が指定する事業所（鉱物・金属材料、再生資源、LPG用はかり及びはかりの保有台数の多い医療機関・宅配便事業者等）で使用する非自動はかりについて検査を実施している。

中型はかりの器種別実績は、第9表のとおりである。

第9表 中型はかり検査の器種別集計表（令和2年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	3,464	3,423	41	1.2%	
	機械式はかり	手動天びん	1	1	0	0.0%
		等比皿手動はかり	11	11	0	0.0%
		棒はかり	0	—	—	—
		その他の手動式はかり	39	38	1	2.6%
		ばね式はかり	5,593	5,510	83	1.5%
		手動指示併用はかり	51	50	1	2.0%
		その他の指示はかり	0	—	—	—
	機械式はかり計	5,642	5,524	118	2.1%	
非自動はかり計	8,663	8,508	155	1.8%		
分銅及びおもり	分銅	1,117	1,117	0	0.0%	
	定量おもり	20	20	0	0.0%	
	定量増おもり	2,735	2,735	6	0.0%	
	分銅及びおもり計	3,872	3,872	6	0.0%	
合	計	13,031	12,905	132	1.7%	

(ウ) 小型はかりの定期検査

平成20年2月に（一社）東京都計量協会を指定定期検査機関に指定し、同年4月から検査業務委託により、都が指定した地域のひょう量250キログラム以下の非自動はかり、分銅及びおもりについて検査を実施している。

令和2年度の検査対象地域は、6区11市及び6町村（荒川区、足立区、墨田区、渋谷区、大田区、世田谷区、羽村市、昭島市、国立市、武蔵村山市、西東京市、東久留米市、東村山市、武蔵野市、青梅市、立川市、清瀬市、瑞穂町、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村）で、その器種別実績は第10表のとおりである。

第10表 小型はかり検査の器種別集計表（令和2年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不合格器物数	不合格率	
非自動はかり	電気式はかり	13,256	13,203	53	0.4%	
	機械式はかり	手動天びん	0	0	0	—
		等比皿手動はかり	50	50	0	0.0%
		棒はかり	29	29	0	0.0%
		その他の手動式はかり	541	541	0	0.0%
		ばね式はかり	2,147	2,142	5	0.2%
		手動指示併用はかり	156	156	0	0.0%
		その他の指示はかり	0	0	0	—
	機械式はかり計	2,923	2,918	5	0.1%	
非自動はかり計	16,179	16,121	58	0.5%		
分銅及びおもり	分銅	987	987	0	0.0%	
	定量おもり	19	19	0	0.0%	
	定量増おもり	2,794	2,794	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	3,800	3,800	0	0.0%	
合計		19,979	19,921	58	0.3%	

(エ) 最近の検査実績

最近の指定定期検査機関（大型はかり、中型はかり及び小型はかり）の検査実績は、第11表のとおりである。

第11表 指定定期検査機関（大型はかり、中型はかり及び小型はかり）の検査実績

年度	検査戸数	検査器物数	不合格器物数	不合格率
平成29年度	12,377	22,912	151	0.7%
平成30年度	12,021	23,749	196	0.8%
令和元年度	13,022	24,845	221	0.9%
令和2年度	11,020	27,112	176	0.6%

オ 皮革面積計

(ア) 最近3年間の検査実績

第12表 皮革面積計検査実績

年度	検査戸数	検査台数	不合格数
平成30年度	3	5	0
令和元年度	3	5	0
令和2年度	3	5	0



カ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

法第25条に基づく、定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）による特定計量器は、所定の手続により、法第19条第1項の行政が実施する定期検査を受けることを要さない。

(ア) 代検査内訳

第13表 定期検査に代わる計量士による検査（令和2年度）

区分	検査器種	検査器物数	合格器物数	不適合器物数	不適合率	
非自動はかり	電気式はかり	7,221	7,187	34	0.5%	
	機械式はかり	手動天びん	0	-	-	-
		等比皿手動はかり	9	8	1	11.1%
		棒はかり	0	-	-	-
		その他の手動式はかり	74	74	0	0.0%
		ばね式はかり	3,140	3,120	20	0.6%
		手動指示併用はかり	43	43	0	0.0%
		その他の指示はかり	4	4	0	0.0%
	機械式はかり計	3,270	3,249	21	0.6%	
非自動はかり計	10,491	10,436	55	0.5%		
分銅及びおもり	分銅	1,258	1,258	0	0.0%	
	定量おもり	0	-	-	-	
	定量増おもり	387	387	0	0.0%	
	分銅及びおもり計	1,645	1,645	0	0.0%	
	皮革面積計	0	-	-	-	
	合計	12,136	12,081	55	0.5%	

(イ) 最近の代検査内訳

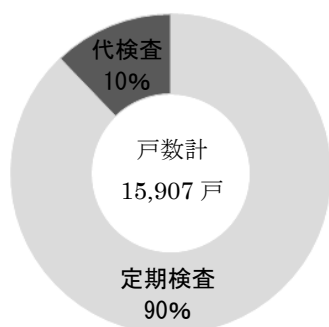
第14表 代検査内訳

年度	検査事業所数 (戸数)	検査器物数					
		非自動はかり			分銅及び おもり	皮革 面積計	合計
		電気式	機械式	小計			
平成29年度	2,546	9,156	5,527	14,683	1,009	0	15,692
平成30年度	2,201	8,075	4,662	12,737	1,703	0	14,440
令和元年度	2,273	8,762	4,957	13,719	1,899	0	15,618
令和2年度	1,663	7,221	3,270	10,491	1,645	0	12,136

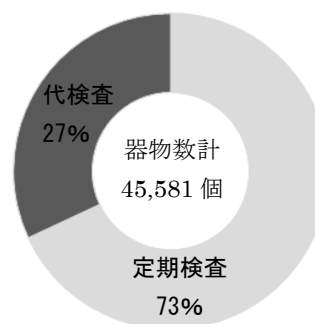
第15表 非自動はかり及び分銅・おもりの検査内訳（適正計量管理事業所を除く）

区分	検査戸数	器物の種類	検査器物数	不合格数	不合格率
定期検査 ※適正計量管理事業所を除く	14,244	非自動はかり	25,632	184	0.7%
		分銅及びおもり	7,813	6	0.1%
		小計	33,445	190	0.6%
定期検査に代わる 計量士による検査	1,663	非自動はかり	10,491	55	0.5%
		分銅及びおもり	1,645	0	0.0%
		小計	12,136	55	0.5%
都内検査数 ※適正計量管理事業所を除く	15,907	非自動はかり	36,123	239	0.7%
		分銅及びおもり	9,458	6	0.1%
		合計	45,581	245	0.5%

定期検査と代検査の受検戸数比率



定期検査と代検査の検査器物数比率



※適正計量管理事業所で実施する定期検査は、戸数及び器物数には含まない。

## (2) 計量証明事業用計量器検査

計量証明事業とは、運送、寄託又は売買の目的のための貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積及び熱量の計量証明の事業（一般計量証明）と、大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルを測定する計量証明の事業（環境計量証明）とがある。

計量証明事業の登録を受けた者が計量証明に使用する特定計量器の性能、器差等を計量法で定める一定の基準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するため、法第116条の規定に基づく計量証明検査を実施している。

### ア 計量証明検査済証印貼付け印等

計量証明検査に合格した場合、計量法第119条に基づき計量証明検査済証印を付す。

都では、確認しやすいよう貼付け印として計量証明検査済証印が表示された円形のステッカーを貼付している。

なお、法第116条第1項第1号の規定に基づき計量証明検査の初回が免除になる期間《検定年月の翌月から起算して、はかりは1年、皮革面積計、騒音計、振動レベル計及び濃度計は6ヶ月》の特定計量器には次回検査時期の周知のために「次回検査年」を表記したステッカーを貼付している。

#### 《計量証明検査済証印が付された貼付け印》



(東京都)  
環境計量器用



(指定計量証明検査機関)  
(質量計用)

#### 《次回検査時期周知用シール》



## イ 一般計量証明事業用計量器検査

計量証明検査の周期は、「非自動はかり（検定対象外のものを除く）、分銅及びおもり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回である。

最近の検査実績は第16表のとおりである。

第16表 一般計量証明事業用計量器検査実績(指定計量証明検査機関含む)

年度	検査戸数	受検台数					合計
		手動はかり	指示はかり	電気式はかり	分銅おもり	皮革面積計	
平成30年度	89	8	0	74	6	12	100
令和元年度	98	7	0	92	0	10	109
令和2年度	75	6	0	70	12	5	93

## ウ 指定計量証明検査機関による検査

平成14年2月に指定定期検査機関と併せて（一社）東京都計量協会を指定計量証明検査機関に指定し、平成14年4月から検査業務の委託を開始している。現在の対象は、250キログラムを超える非自動はかり（トラックスケール等）を使用して一般計量証明事業を行っている事業者で、最近4年間の検査実績は第17表のとおりである。

第17表 一般計量証明事業用計量器検査実績(指定計量証明検査機関のみ)

年度	検査戸数	受検台数				合計	検査免除数	不合格数
		手動はかり	指示はかり	電気式はかり	分銅おもり			
平成30年度	78	8	0	74	6	88	4	1
令和元年度	89	7	0	92	0	99	6	1
令和2年度	72	6	0	70	12	88	0	0

## エ 環境計量証明事業用計量器検査

環境計量器の計量証明検査は、昭和51年から、騒音計、大気濃度計、pH指示計、平成8年から振動レベル計について実施している。環境計量器の計量証明検査周期は当初2年であったが、平成10年に騒音計とpH指示計、平成11年に振動レベル計と大気濃度計の検査周期について、それぞれ3年に延長された。

### (ア) 検査対象計量器及び検査実施時期

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| a 騒音計                            | 5～8月   |
| ・ 精密騒音計（使用最大周波数8,000ヘルツを超えるもの）   |        |
| ・ 普通騒音計（使用最大周波数8,000ヘルツ以下のもの）    |        |
| b 振動レベル計                         | 9～10月  |
| c 大気濃度計                          | 11～12月 |
| ・ ジルコニア式酸素濃度計（最高濃度5%～25%以下のもの）   |        |
| ・ 磁気式酸素濃度計（最高濃度5%～25%以下のもの）      |        |
| ・ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計（最高濃度50ppm以上のもの） |        |
| ・ 紫外線式二酸化硫黄濃度計                   |        |
| ・ 紫外線式窒素酸化物濃度計（最高濃度25ppm以上のもの）   |        |

- ・ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
- ・ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
- ・ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計（目量200ppm未満のもの）
- ・ 化学発光式窒素酸化物濃度計

d pH指示計

1～2月

- ・ ガラス電極式水素イオン濃度指示計

(イ) 検査の概要

令和元年度における環境計量証明事業者に係る計量証明検査の結果は、第18表のとおりである。

第18表 環境計量証明事業用計量器検査実績内訳（令和2年度）

区 分	検査事業者数	検査台数	不合格台数	不合格率	検査免除台数
精密騒音計	0	0	0	0.0%	11
普通騒音計	0	0	0	0.0%	17
振動レベル計	8	25	0	0.0%	28
大気濃度計	0	0	0	0.0%	8
pH指示計	11	60	0	0.0%	9
合 計	19	85	0	0.0%	73

(ウ) 器種別検査実績

最近3年間の検査実績は、第19表のとおりである。

第19表 環境計量証明事業用計量器検査実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
精密騒音計	検査台数	29	0	0
	不合格台数	1	0	0
	不合格率	3.4%	0.0%	0.0%
普通騒音計	検査台数	67	0	0
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
振動レベル計	検査台数	61	73	25
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
大気濃度計	検査台数	5	6	0
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
pH指示計	検査台数	37	38	20
	不合格台数	0	0	0
	不合格率	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	検査台数	225	117	45
	不合格台数	1	0	0
	不合格率	0.4%	0.0%	0.0%

### (エ) 計量証明検査の免除等

計量証明検査の免除は、法施行令第29条の規定「計量証明検査を受けることを要しない期間」に該当する計量器に適用される。

最近3年間に計量証明検査の免除が適用されたものは、第20表のとおりである。

第20表 環境計量証明事業用計量器免除実績

年度	計量器数					合計
	精密騒音計	普通騒音計	振動レベル計	大気濃度計	pH指示計	
平成30年度	18	10	15	7	14	64
令和元年度	4	9	10	15	2	40
令和2年度	11	17	28	8	9	73

### (オ) 計量証明検査に代わる計量士による検査

法第120条に基づき、計量証明検査を計量証明事業者が行った検査（以下「代検査」という。）によって検査された特定計量器は、法第116条第1項の行政が実施する計量証明検査を受けることを要しない。

第21表 環境計量証明事業用計量器検査（代検査）実績内訳（令和2年度）

区分	検査台数	不合格台数	不合格率
精密騒音計	21	0	0.0%
普通騒音計	95	1	1.1%
振動レベル計	33	0	0.0%
大気濃度計	38	0	0.0%
pH指示計	18	0	0.0%
合計	205	1	0.5%

## 5 立入検査等





## 5 立入検査等

法第148条の規定に基づき、特定計量器を使用している生産工場、販売店舗などの事業所を主な対象に、計量器の使用状況及び商品量目の適否について立入検査を実施している。

### (1) 計量器の立入検査

特定計量器のうち「取引」や「証明」に使用されている非自動はかり、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、温水メーターなどについて、検定証印又は基準適合証印の有無及び、検定の有効期間、定期検査の受検状況等法令の順守状況並びに、使用方法の適否について、立入検査を実施している。令和2年度の実績は下記のとおり。

#### ア 令和2年度 立入検査実績

令和2年度の立入検査実績は第1表のとおり

第1表 令和2年度立入検査実績

( ) 内：不適正率%

種 類		検査 事業所数	不 適 正 事業所数(%)	検査件数	不適正件数(%)	
定期 対象 検査	非 自 動 は か り	0	- ( - )	0	- ( - )	
	皮 革 面 積 計	0	- ( - )	0	- ( - )	
	小 計	0	- ( - )	0	- ( - )	
計 量 器	有 効 期 間 の あ る も の	水 道 メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		都 市 ガ ス メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		燃 料 油 メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		石 油 ガ ス メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		タ ク シ ー メ ー タ ー ( 駅 頭 )	0	- ( - )	0	- ( - )
		タ ク シ ー メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		温 水 メ ー タ ー ・ 積 算 熱 量 計	0	- ( - )	0	- ( - )
		電 気 メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		小 計	0	- ( - )	0	- ( - )
		電 気 子 メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		水 道 ・ 温 水 子 メ ー タ ー	0	- ( - )	0	- ( - )
		小 計	0	- ( - )	0	- ( - )
		計 量 器 検 査 小 計		0	- ( - )	0
計 量 相 談 ・ 苦 情 等		8	2 ( 25.0 )	93	15 ( 16.1 )	
管 理 台 帳 調 査		6	0 ( 0. )	1,879	0 ( 0. )	
合 計		14	2 ( 14.3 )	1,972	15 ( 0.76 )	
前 年 度		943	52 ( 5. )	8,457,929	73 ( 0.00 )	

## イ 器種別検査成績

### (ア) 非自動はかりの検査成績

非自動はかりの検査(島しょを含む)は、**新型コロナウイルス感染の影響**により休止した。

### (イ) 皮革面積計の検査成績

皮革製品の製造(加工・染革)事業所等が所有する皮革面積計の検査は、**新型コロナウイルス感染の影響**により休止した。

### (ウ) 水道メーターの検査成績(新型コロナウイルス感染の影響により台帳検査のみ実施)

水道事業者が設置し、取引・証明用に使用している水道メーターの検査成績(島しょを含む)は、第2表のとおり。

第2表 水道メーターの検査成績

上段：外観検査、下段：台帳検査 ( )内：不適正率%

地域		検査概要				不適正内訳			器差検査			
		事業所数	検査数	事業所数	不適正数	有効期間経過	証印欠損	その他	検査所数	不適所数	検査件数	不適正数
23区	外観	0	-(-)	-	-(-)	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	0	-(-)	-	-(-)	-	-	-	-	-	-	-
市町村	外観	0	-(-)	-	-(-)	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	1	0(0.0)	1,850	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
合計	外観	0	-(-)	-	-(-)	-	-	-	-	-	-	-
	台帳	1	0(0.0)	1,850	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
前年度	外観	1	0(0.0)	16	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0
	台帳	7	0(0.0)	8,453,568	0(0.0)	0	0	0	0	0	0	0

### (エ) 都市ガスメーターの検査成績

都市ガス供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している都市ガスメーターの検査は、**新型コロナウイルス感染の影響**により休止した。

### (オ) 燃料油メーターの検査成績

ガソリンスタンド及び燃料店等が燃料油販売で使用している燃料油メーターの検査(島しょを含む)は、**新型コロナウイルス感染の影響**により休止した。

### (カ) 液化石油ガスメーターの検査成績

液化石油ガススタンド及びタクシー事業所に設置され、取引・証明用に使用している液化石油ガスメーターの検査は、**新型コロナウイルス感染の影響**により休止した。

(キ) 石油ガスメーターの検査成績

石油ガス事業者が設置し、取引・証明用に使用している石油ガスメーターの検査（島しょを含む）は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

(ク) タクシーメーター（駅頭）の検査成績

駅頭でのタクシーメーターの検査（ハイヤーを含む）は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

(ケ) タクシーメーター（法人タクシー事業所）の検査成績

法人タクシー事業所でのタクシーメーターの検査（ハイヤーを含む）は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

(コ) 温水メーター・積算熱量計の検査成績（新型コロナウイルス感染の影響により台帳検査のみ実施）

熱供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している温水メーター・積算熱量計の検査成績は、第3表のとおり。

第3表 温水メーター・積算熱量計の検査成績

上段：外観検査 下段：台帳検査（ ）内：不適正率%

種 類	検 査 概 要				不 適 正 内 訳			
	事 業 所 数 査	事 業 所 数 不 適 正	検 査 件 数	件 数 不 適 正	有 効 期 間 経 過	証 印 欠 損	そ の 他	
温 水 メ ー タ ー	外 観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台 帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
積 算 熱 量 計	外 観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台 帳	1	0 (0.0)	2	0 (0.0)	0	0	0
合 計	外 観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台 帳	1	0 (0.0)	2	0 (0.0)	0	0	0
前 年 度	外 観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台 帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-

(サ) 電気メーター（電力量計）の検査成績

電気供給事業者が設置し、取引・証明用に使用している電気メーター（電力量計）の検査は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

(シ) 電気子メーターの検査成績

施設所有者や管理者が設置し、取引・証明用に使用している電気子メーターの検査は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

(ス) 水道・温水子メーターの検査成績(新型コロナウイルス感染の影響により台帳検査のみ実施)

施設所有者や管理者が設置し、取引・証明用に使用している水道・温水子メーターの検査成績は、第4表のとおり。

第4表 水道・温水子メーターの検査成績

上段：外観検査 下段：台帳検査 ( ) 内：：不適合率%

器 種		検 査 概 要				不適合内訳		
		事 業 所 数 査	事 業 所 数 不 適 正	検 査 件 数	件 数 不 適 正	有 効 期 間 経 過	証 印 欠 損	そ の 他
水道 子メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	4	0 (0.0)	13	0 (0.0)	0	0	0
温水 子メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
合 計	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	4	0 (0.0)	13	0 (0.0)	0	0	0
前 年 度	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-

(セ) 島しょ立入検査成績(小笠原村)(新型コロナウイルス感染の影響により台帳検査のみ実施)

第5表 島しょ立入検査成績

上段：外観検査 下段：台帳検査 ( ) 内：不適合率%

器 種		検 査 概 要				不適合内訳		
		事 業 所 数 査	事 業 所 数 不 適 正	検 査 件 数	件 数 不 適 正	有 効 期 間 経 過	証 印 欠 損	そ の 他
非自動はかり		0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
燃料油メーター		0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
液化石油ガスメーター		0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
石油ガス メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
水道メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	1	0 (0.0)	1,850	0 (0.0)	0	0	0
タクシー メーター	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
タクシーメーター(空港)		0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
合 計	外観	0	- (-)	0	- (-)	-	-	-
	台帳	1	0 (0.0)	1,850	0 (0.0)	0	0	0
前 年 度	外観	21	0 (0.0)	79	0 (0.0)	0	0	0
	台帳	4	0 (0.0)	9,279	0 (0.0)	0	0	0

(ソ) 相談に基づく立入検査(苦情処理を含む。)

消費者等からの相談・情報提供に応じて、事業者が取引・証明に使用する特定計量器について事情聴取及び立入検査等を実施した結果は、第6表のとおり。

第6表 相談に基づく立入検査

( ) 内：不適合率%

器種		立入戸数	不適合戸数	検査件数	不適合件数
非自動はかり		3	0 (0.0)	3	0 (0.0)
燃料油メーター	外観	0	- ( - )	0	- ( - )
	器差	0	- ( - )	0	- ( - )
電気子メーター	外観	0	- ( - )	0	- ( - )
	器差	0	- ( - )	0	- ( - )
合計		3	0 (0.0)	3	0 (0.0)
前年度 非自動はかり	外観	7	2 (28.6)	11	2 (18.2)
	器差	0	- ( - )	0	- ( - )

(タ) 不適合事業者に対する措置

軽微な不適合については現場指導を行い、計量器の有効期限切れ等は改善報告書の提出を求めている。令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響により対象事業者はなかった。

(2) 商品量目立入検査(新型コロナウイルス感染の影響により計量相談・苦情等による立入検査のみ実施)

都民の消費生活に直結した消費生活関連物資のうち食料品を中心として、都内の百貨店、スーパーマーケット、一般小売店、食品製造所等を対象に、商品の内容量表示等の量目管理状況の立入検査を通年事業として実施している。特に夏期、年末期の商品流通の繁忙時期には、集中的な立入検査を行っている。

ア 商品量目立入検査総合成績

第7表 商品量目立入検査総合成績 ( ) 内：不適正率%

種類		検査 事業所数	不適正 事業所数(%)	検査件数 不適正件数(%)	
食料品	食肉類	0	- ( - )	0	- ( - )
	魚介類	0	- ( - )	0	- ( - )
	野菜類(果実・漬物含む)	0	- ( - )	0	- ( - )
	調理食品	0	- ( - )	0	- ( - )
	穀物類(麺類・粉類含む)	0	- ( - )	0	- ( - )
	嗜好食品(菓子類含む)	0	- ( - )	0	- ( - )
	その他(調味料・海藻等)	0	- ( - )	0	- ( - )
	小計	0	- ( - )	0	- ( - )
非食料品	特定商品	0	- ( - )	0	- ( - )
	非特定商品	0	- ( - )	0	- ( - )
	小計	0	- ( - )	0	- ( - )
計量相談・苦情等		3	0 ( 0.0 )	12	0 ( 0.0 )
合計		3	0 ( 0.0 )	12	0 ( 0.0 )
前年度		2,780	290 ( 10.4 )	27,479	662 ( 2.4 )

イ 皮革の量目立入検査

都内の皮革卸売販売所、皮革事業所(加工・染革等)において量目立入検査を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

ウ 計量適正化協議会

不適正商品率が15%を超えた事業所であって、再度の確認検査においても改善が不十分な事業者及び買取検査の結果に基づき改善等を必要とする関係団体等に対し、適正な計量の実施の確保と正量取引の推進を図るため「計量適正化協議会」を開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響により、該当する事業者はなかった。

エ 島しょ立入検査

令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響により、島しょへの商品量目量目立入検査は休止した。

オ 相談に基づく立入検査等（苦情処理を含む。）

消費者からの相談、情報提供及び他道府県市等からの照会に応じて立入検査及び聞き取り調査を実施した結果は、第8表のとおり。

第8表 相談に基づく立入検査等

（ ）内：：不適合率%

区 分		検 査 事業所数	不 適 正 事業所数	検査件数	不 適 正 件数(%)	備 考
商品 量目	内 容 量	0	- ( - )	0	- ( - )	
	表 示	0	- ( - )	0	- ( - )	
	苦情商品の買取	3	0 ( 0.0 )	15	0 ( 0.0 )	
合 計		3	0 ( 0.0 )	15	0 ( 0.0 )	
前 年 度		7	5 ( 71.4 )	72	6 ( 8.3 )	

カ 不適合事業所に対する措置

商品量目立入検査の結果、不適合商品があった事業所に対しては再計量の指示など、その場で改善指導を行っている。また、不適合率の高かった事業所に対しては効果的な量目改善のため、その店舗を統括する本部に対して改善指導並びに正確計量の自主量目管理の推進のための指導を行っている。

(3) 試買審査会・商品量目買取検査等

ア 総合成績

第9表 総合成績

（ ）内：不適合率%

区 分	検査品目数	不 適 正 件数	検査件数	不 適 正 件 数
試 買 審 査 会	0	- ( - )	0	- ( - )
商品量目買取検査	22	4 (18.2)	69	12 (17.4)
合 計	22	4 (18.2)	69	12 (17.4)
前 年 度	33	6 (18.2)	58	16 (27.6)

イ 試買審査会

スーパーマーケット等で販売している商品について、消費者及び区市町村消費者行政担当職員を審査員として招き、試買審査会を開催している。審査会では、商品の内容量及び表示の適否を審査することにより、計量の適正化及び計量思想の普及啓発を図っている。

令和2年度 新型コロナウイルス感染の影響により休止した。

ウ 商品量目買取検査

店頭において包装等を外さなければその内容量を確認できない商品、インターネット販売商品等の通常の立入検査では対応できないものについて商品を購入し、内容量の検査（量目検査）及びその他の表示検査を実施している。令和2年度は都内消費者から苦

情のあった商品についても実施した。

第 10 表 商品量目買取検査の成績

上段：量目検査 下段：表示検査 ( ) 内：：不適正率%

実施期間	検査商品名	検査種別	検査品目		検査件数	
			品目数	不適正件数	件数	不適正件数
令和 2 年 11 月 9 日 ～11 月 27 日	乾麺	量目	17	0 ( 0.0 )	54	0 ( 0.0 )
		表記	17	0 ( 0.0 )	54	0 ( 0.0 )
令和 2 年 12 月 9 日 ～12 月 21 日	精米	量目	5	0 ( 0.0 )	15	0 ( 0.0 )
		表記	5	4 ( 80.0 )	15	12 ( 75.0 )
令和 3 年 2 月 18 日 ～2 月 22 日	精肉 ( 苦情対応 )	量目	1	0 ( 0.0 )	3	0 ( 0.0 )
		表記	1	0 ( 0.0 )	3	0 ( 0.0 )
令和 3 年 2 月 18 日 ～2 月 22 日	ゆでうどん ( 苦情対応 )	量目	1	0 ( 0.0 )	3	0 ( 0.0 )
		表記	1	0 ( 0.0 )	3	0 ( 0.0 )
令和 3 年 2 月 18 日 ～2 月 22 日	精肉 ( 苦情対応 )	量目	3	0 ( 0.0 )	9	0 ( 0.0 )
		表記	3	0 ( 0.0 )	9	0 ( 0.0 )

エ 不適正事業者に対する措置内訳

試買審査会及び商品量目買取検査の結果、不適正商品があった事業所に対しては、改善指導を行っている。

第 11 表 不適正事業者に対する措置内訳

区 分	不適正事業所数	改 善 指 導	他府県への指導依頼
試 買 審 査 会	0	0	0
商品量目買取検査	5	5	2
合 計	5	5	2

オ 試買審査会・買取検査対象商品数と購入事業所数

第 12 表 試買審査会・買取検査対象商品数と購入事業所数総括表

区 分	調査事業所数	調査品目数
試 買 審 査 会	0	0
商品量目買取検査	25	33
合 計	25	33

カ 計量実務連絡会

行政職員に向けて計量検定所の業務に関する説明と、量目検査の実習等を行い、連絡会を通じて、計量に関する認識の向上と、行政間の連携強化を図る。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染の影響により、書面開催とした。



第 13 表 計量実務連絡会実績

実施時期	書類送付機関
令和 2 年	区市町村行政担当職員（53 市区町村）
9 月 1 日～	福祉保健局健康安全部食品監視課
9 月 7 日	生活文化局消費生活総合センター相談課
	生活文化局消費生活部取引指導課



## 6 計量受託検査



## 6 計量受託検査

### (1) 計量器・物質の量の検査

東京都計量受託検査条例に基づき、計量器（長さ計・質量計・温度計・体積計・圧力計・密度計・比重計・騒音計）の検査（精度確認）及び物質の量（長さ・質量・体積）の検査を実施している。

また、申請者の要望があった場合は、計量受託検査成績書を交付している。

（計量受託検査成績書は、取引証明に用いる特定計量器及び計量計測トレーサビリティ制度に係る証明書等と明確に区分し交付している。）

最近3年間の計量受託検査実績は第1表のとおりである。

第1表 年度別受託検査実績表

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
長さ計 及び 物質の量	直 尺	0	0	0	
	巻 尺	0	0	0	
	は さ み 尺	0	0	0	
	皮 革 面 積 板	1	3	0	
	物質の量(長さ)	0	0	0	
	小 計	1	3	0	
質 量 計 及び 物質の量	は か り	0	0	0	
	分銅及びおもり	0	0	0	
	実用基準 分 銅	1 級	374	343	374
		2 級	111	108	106
		3 級	0	0	0
	物質の量(質量)	30	26	24	
小 計	515	506	475		
温 度 計 及び 浮ひょう	温 度 計	6	0	7	
	体 温 計	0	0	0	
	密 度 計	0	0	0	
	比 重 計	0	0	0	
	小 計	6	0	7	
圧 力 計	圧 力 計	2	1	2	
	血 圧 計	0	0	0	
	小 計	2	1	2	
体 積 計 及び 物質の量	液 用 ま す	0	0	0	
	フ ラ ス コ	0	0	0	
	ピ ペ ッ ト	0	0	0	
	シ リ ン ダ ー	4	0	0	
	ビ ュ レ ッ ト	0	0	0	
	目 盛 付 タ ン ク	0	0	0	
	物質の量(体積)	0	0	0	
	小 計	4	0	0	
合 計		528	510	484	
検査成績書の交付		7	4	2	

## (2) JCSS校正事業（質量標準の校正）

JCSS とは、計量法トレーサビリティ制度を表わす Japan Calibration Service System の略称で、計量標準供給と校正事業者登録を行う制度であり、計量法関係法規及び ISO/IEC 17025 の要求事項に適合し、JCSS の登録事業者と認められた者は、計量計測トレーサビリティ(※1)の確保と技術力を表明する JCSS 校正証明書を発行することができる。

計量検定所では、計量標準供給の国際整合性、品質管理の向上に伴い、国内における計量計測トレーサビリティ確保のニーズが高い実用クラスの分銅の標準供給体制が低迷していたことから、都内中小零細企業等への技術支援に貢献することを目的に、平成 14 年 8 月に校正事業者の認定（平成 17 年 7 月から登録制度に改正）を受けた。同年 11 月 1 日から F<sub>2</sub>級以下の分銅（国内初の M<sub>1</sub>級 1000 キログラムの分銅を含む）の校正事業を開始した。

なお、計量検定所は JCSS 登録事業者であるとともに、国際 MRA(※2)対応認定事業者であるため、国際的に通用する ILAC(※3) MRA 付き JCSS 認定シンボルの入った校正証明書を発行している。

※1 計量計測トレーサビリティ：ISO/IEC Guide 99:2007 (VIM: 国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語) 個々の校正が測定不確かさに寄与する、文書化された切れ目のない校正の連鎖を通して、測定結果を計量参照に関連付けることができる測定結果の性質。(ISO/IEC Guide 99:2007VIM: 国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語)  
注：校正とは、指定の条件下において、第 1 段階で測定標準によって提供される測定の不確かさを伴う量の値と、付随した測定不確かさを伴う当該の指示値との関係を確立し、第 2 段階で、この情報を用いて指示値から測定結果を得るための関係を確立する操作

※2 MRA：(Mutual Recognition Arrangement) 多国間の相互承認

※3 ILAC：(International Laboratory Accreditation Conference) 国際試験所認定協力機構

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定プログラム：JCSS（国際 MRA 対応） / 認定識別：JCSS 0114 Calibration</li> <li>・初回認定（登録）日：平成 14 年 8 月 19 日 / 登録更新（再認定）日：令和 2 年 10 月 12 日</li> <li>・登録（認定）に係る区分：質量（校正手法の区分の呼称：分銅等）</li> <li>・主な校正測定能力（信頼の水準約 95%）（協定質量の校正）：1mg:0.0019mg、100mg:0.0036mg<br/>1g:0.0091mg、100g:0.049mg、1kg:0.53mg、10kg:6.4mg、100kg:0.6g、1000kg:1.9g</li> <li>・認定要求事項：ISO/IEC 17025:2017 及び認定スキーム文書（JCSS 認定）<br/>（第 2 版）6 項に定める認定要求事項（校正）</li> </ul> |
|--|

最近 3 年間の年度別校正実績は第 2 表のとおりである。

第 2 表 年度別 JCSS 校正の実績表

精度等級	校正範囲	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
F <sub>2</sub> 級	1 mg～200g	352	138	305
	500g～20kg	138	77	152
	小 計	490	215	457
M <sub>1</sub> 級	10mg～5kg	56	10	65
	10kg～50kg	174	27	179
	100kg	1	0	0
	200kg	12	0	0
	500kg	6	2	6
	1 000kg	44	40	44
	小 計	293	79	294
M <sub>2</sub> 級	10mg～5 kg	54	24	1
	10kg～50kg	51	12	12
	100kg	0	0	0
	200kg	0	0	0
	500kg	0	1	0
	1 000kg	0	0	0
	小 計	105	37	13
合 計		888	331	764
校正証明書交付（通）		42	16	26

## 7 普及啓発等





## 7 普及啓発等

計量行政審議会計量制度検討小委員会報告書には、消費者保護や地域住民サービスの一環として、適正な計量の実施の確保を図る観点から計量行政に係る地方公共団体の主要な役割・責務として、「自主計量管理の推進のための指導」と「地域住民等への情報の提供及び計量思想普及策の実施」が掲げられている。

適正な計量行政を推進するうえで、計量思想の普及啓発は重要な施策のひとつであることから、区市町村や計量関係団体等と連携を図って、消費者や自主計量管理を推進する事業者等を対象に、各種事業を行っている。

### (1) 消費者に対する普及啓発事業

#### ア 「親子はかり教室」

都内在住の小学生とその保護者を対象に、計量制度についての理解を深めることを目的として、夏休み期間に所内見学やはかりの工作などを行う親子計量教室を3日間開催している。令和2年度は、新型コロナの感染拡大防止のため、従来の開催方法を自粛して特設webページ「web版親子はかり教室2020」を開設して実施した。

- ・ 開設場所 東京都計量検定所ホームページ内
- ・ 開設期間 令和2年8月7日(金)から同月31日(月)まで

#### イ 消費生活展等への参加(別表1)

- ・ 参加地区 3区、1市、その他1 計5会場
- ・ 参加日数 延べ4日間(web開催除く)
- ・ 実施内容 パネル展示
- ・ 実施結果 消費生活展等の参加実績一覧(別表1)参照

#### ウ 東京都消費生活調査員による計量調査

生活文化局長が委嘱した東京都消費生活調査員調査(計量調査)の調査員に、計量調査用の「はかり」を貸与して食料品を主とする計量販売実態の調査を依頼し、計量行政上有用な情報の収集と、消費者の計量商品の量目管理に対する認識の向上を図っている。通常は7月から12月まで調査を行っているが、令和2年度は新型コロナの感染拡大防止のため、7月から9月の調査を中止した。

- ・ 調査員 東京都消費生活調査員500名中100名
- ・ 調査対象 食料品を主とした計量販売商品
- ・ 調査期間 令和2年10月~12月
- ・ 調査点数 3,409点
- ・ 調査結果 調査した商品の内容量が「表記と同じ」は25.4%、「表記より多い」は38.5%、「表記より少ない」は36.1%であった。今回得られた調査結果のデータについては、今後の商品量目立入検査の実施などの指導業務に活用していく。

## エ 出前計量教室

学校教育段階での計量関係学習を支援するため、(一社)東京都計量協会、東京計量士会、(一社)計量器コンサルタント協会及び日本硝子計量器工業協同組合と協力し、都内公立小学校を対象に出前計量教室を実施し、児童への計量の重要性の周知を図っている。令和2年度は、児童への新型コロナの感染拡大防止のため開催を自粛した。

- ・ 期 間 令和2年度
- ・ 内 容 いろいろな温度をはかろう 主に4・5年生対象(0教室)  
棒はかりをつくろう 主に5・6年生対象(0教室)  
売っているものの重さしらべ 主に6年生対象(0教室)  
計量単位のはなし 主に6年生対象(0教室)
- ・ 実 績 0小学校 0教室 0名

## オ 所内見学(別表2)回答

計量検定所の事業及び計量制度を周知するため、検定・検査業務及び計量展示室の見学を実施している。令和2年度は新型コロナの影響による外出自粛などにより、見学者総数は延べ28人であった。

また、例年は夏休み期間と計量記念日事業を行う11月には、計量展示室の特別展示期間を設定し、広報東京都等により都民に周知しているが、令和2年度は新型コロナの感染拡大防止のため開催を自粛した。

《夏休み期間 計量展示室特別展示》 中止

《計量記念日 計量展示室特別展示》 中止

## カ 消費者計量講習会(別表3)

消費者が合理的な生活を営むために必要な計量知識の習得と、計量思想の普及啓発を目的として東京都消費生活調査員研修会や親子はかり教室等を実施している。令和2年度は新型コロナの感染拡大防止のため開催を自粛し、資料の配布で対応した。

主な内容は次のとおり。

- ① 計量法とその制度の概要、②検定、検査制度について、③商品の内容量とその検査方法について

## キ その他

区市町村が主催する夏休み親子参加型イベントに協力している。令和2年度は、新型コロナの感染拡大防止のため開催を自粛した。

## (2) 事業者に対する普及啓発事業

### ア 適正計量管理主任者養成講習会

適正計量管理事業所における計量管理主任者の養成を目的として、適正計量管理主任者養成講習会を開催し、講義終了後、講習内容を問題とした筆記試験を行い、60%以上の正答者に認定証を授与している。令和2年度は新型コロナウイルスの感染症の影響で中止した。

### イ 適正計量管理主任者フォローアップ講習会

適正計量管理主任者として計量作業に従事している者等を対象に、計量管理手法等を内容とした講習会を開催し、受講証を授与している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止としたが、関係者に資料を提供し情報を提供した。受講証は授与していない。

### ウ 計量技術講習会・計量管理講演会

計量管理の推進、計量管理体制の強化を図ることを目的として、適正計量管理事業所における計量管理責任者、計量士、実務担当者等を対象に、最近の計量業界の動向や計量管理技術等に関する講習会及び講演会を開催している。

令和2年度は、令和3年3月に計量技術講習会及び計量管理講演会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止した。計量技術講習会においては受講予定の42事業者に作成済講習会用テキストの資料送付を行った。

### エ 事業者計量講習会・説明会（別表4）

計量関係事業者には、計量関連法令の改正、消費形態の変化に対応した適正計量の確保等、計量に関わる環境の変化に対応した技術や知識の習得が求められている。令和2年度は、主に計量法関係政省令の改正に関わる内容について、メール審議において情報提供をした。

## (3) 計量記念日事業

計量記念日（11月1日）事業を次のとおり実施している。

### ア 「都民計量のひろば」の開催

都民の計量に対する関心を高め、計量制度への認識の向上と普及を図ることを目的に、毎年11月1日の計量記念日に新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて、「くらしと計量」をメインテーマに掲げ、「健康」・「食品」・「環境」・「水道」・「ガス」・「電気」・「計量体験」・「計量相談」の各コーナーを設け開催している。令和2年度は、新型コロナの感染拡大防止のため、従来の開催方法を自粛して、特設webページ「web版都民計量のひろば2020」を11月1日～30日の1か月間開設して実施した。

### イ 正量取引強調運動

11月1日から30日までを「正量取引強調月間」と定め、東京都商店街連合会及び各地区商店会を通じ、ポスターの掲出など正量取引推進の働きかけを行っている。

#### ウ 計量管理強調運動

11月1日から30日までを「計量管理強調月間」と定め、適正計量管理事業所及び一部大規模小売店の協力を得て、ポスターの掲出やチラシへの掲載等、計量管理強調運動を展開している。

#### (4) 東京都消費者月間の協力事業

東京都消費者月間実行委員会主催の消費者月間事業「暮らしフェスタ東京 2020」に協力し、令和2年10月9日～12月9日に開催された「WEB交流フェスタ 2020」の暮らしに関するウェブース（ウェブ+ブースの造語）に参加した。

《計量検定所ブース》

- ・ テーマ 「暮らしを守る計量法」
- ・ 主な内容 ア 計量器制度や食料品の内容量などの、消費者に身近な事例を紹介  
イ クイズラリー

#### (5) 計量相談

年間を通じて、消費者や事業者、区市町村及び他府県の行政関係者、報道関係者からの計量に関する相談や問い合わせについて回答を行っている。

相談項目	相談件数	率(%)
商品量目及び表示関係	305	43.9
特定計量器関係	123	17.7
計量証明	35	5.0
計量法の解釈等	24	3.5
事業者届出・登録・指定等	147	21.1
その他	61	8.8
合計	695	100.0

別表 1

## 消費生活展等の参加実績一覧

No.	開催日	主催	開催名称	会場
<b>区市町村主催消費生活展等</b>				
1	10月3日(土)	葛飾区	第48回葛飾区消費生活展	葛飾区ウィメンズパル
2	10月31日(土) ～11月1日(日)	羽村市	第51回羽村市消費者展	羽村市消費生活センター
3	11月8日(日)	中央区	中央区消費生活展 2020	月島区民センター
4	2月25日(木) ～	文京区	文京区 デジタル消費生活展 (くらしフェスタ 2021)	Web 開催
<b>地域(江東区)イベント</b>				
1	中止	下水道局	砂町水再生センター 夏休みこどもフェア 2020	砂町水再生センター
2	中止	江東区	第38回江東区民まつり 中央まつり	都立木場公園
<b>計量記念日・東京都主催イベント</b>				
1	10月9日(金) ～12月9日(水)	東京都	「くらしフェスタ東京 2020」 WEB 交流フェスタ 2020	Web 開催
2	11月1日(日) ～11月30日(月)	東京都	Web 版都民計量のひろば 2020	Web 開催

(合計) 3会場 延べ4日間(Web開催除く)

別表 2

## 所内見学(計量展示室を含む)一覧表

	開催日	見学者	数(人)
1	4月3日(金)	計量展示室一般公開、所内見学	6
2	6月29日(月)	計量展示室一般公開、所内見学	4
3	7月20日(月)	計量展示室一般公開、所内見学	1
4	7月28日(火)	計量展示室一般公開、所内見学	1
5	8月24日(月)	計量展示室一般公開、所内見学	10
6	8月25日(火)	計量展示室一般公開、所内見学	5
7	1月12日(火)	計量展示室一般公開、所内見学	1
合 計			28

別表 3

## 消費者計量講習会実施一覧表

No.	開催日	受講対象者	受講数(人)
1	9月書面開催	東京都消費生活調査員(計量調査)	100
2			
3			
4			
5			
6			
合 計			100

別表 4 令和2年度事業者計量講習会・説明会一覧表

(●主任者養成、○技術講習会、◎講演会、◇その他)

番号	開催日	受講対象者	受講数(人)
	中止	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会)	—
1	5月28日	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会総会・メール)	18
2	6月19～25日	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会・メール)	15
	中止	● 一般計量証明主任計量者講習会(第1回)	—
	中止	● 適正計量管理主任者養成講習会(生産関係)	—
3	9月1～7日	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会・メール)	14
4	11月6日	● 一般計量証明主任計量者講習会(第2回)	14
	中止	● 適正計量管理主任者フォローアップ講習会<資料送付>	—
5	12月1～7日	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会・メール)	15
	中止	◇ タクシーメーター事業者連絡<資料送付>	—
	中止	● 適正計量管理主任者養成講習会(流通関係)	—
	中止	● 一般計量証明主任計量者講習会(第3回)	—
6	3月1～5日	◇ 事業者計量講習会(東京都計量管理研究部会・メール)	14
	中止	◇ 質量計事業者連絡会<資料送付>	—
	中止	◇ 燃料油メーター等事業者連絡会<資料送付>	—
7	3月11日	◇ 代検査業務連絡会	8
8	3月12日	◇ 代検査業務連絡会	11
	中止	○ 計量技術講習会<資料送付>	—
	中止	◎ 計量管理講演会	—
合 計			109

## 8 計量技術の国際協力





## 8 計量技術の国際協力

### (1) 計量技術研修生の受入れ等

令和2年度は新型コロナの影響で研修が実施されていない。

以下、昨年度までの研修状況である。

#### ア JICA 研修

昭和61年度から、経済産業省の協力依頼に基づき、JICA（(独)国際協力機構、旧国際協力事業団）が実施する計量技術に関する研修事業に協力し、国際協力事業の一環として研修生を受け入れている。

平成20年度からは、「法定計量分野の社会・産業基盤整備」の名称で実施。平成23年度から25年度までは研修が実施されず研修生の受入れはなかったが、平成26年度から、インド国別研修「社会・産業インフラとしての法定計量」として再開され、平成27年度は14名の研修生を2日間受入れ、計量検定所が実施する検定・検査業務の概要説明及び本所施設見学を行った。平成28年度以降は実施していない。

平成20年度以降の研修受入状況は、第1表のとおりである。

第1表 平成20年～27年度JICA研修受入状況

実施年度	受入研修期間	人数	国名
平成20年度	平成20年5月27日～ 同年8月29日 (約3か月の内の7日間)	4名	インドネシア(1)、フィリピン(2)、 ベトナム(1)
平成21年度	平成21年6月9日～ 同年9月5日 (約3か月の内の7日間)	5名	インドネシア(2)、フィリピン(2)、 ベトナム(1)
平成22年度	平成22年5月12日～ 同年8月6日 (約3か月の内の7日間)	8名	インドネシア(2)、ヨルダン(1)、 フィリピン(2)、ソロモン諸島(1)、 ベトナム(1)、タイ(1)
平成23～25年度	JICA研修中止		
平成26年度	平成27年2月22日～ 同年3月14日 (約3週間の内の1日間)	12名	インド(12)
平成27年度	平成28年1月25日～ 同年2月19日 (約4週間の内の2日間)	14名	インド(14)

#### イ AOTS 研修

平成29年度より、経済産業省の協力依頼に基づき、AOTS（(一財)海外産業人材育成協会）が実施する計量技術に関する研修事業に協力し、国際協力事業の一環として研修生を受け入れている。令和元年度は実施していない。

平成29年度以降の研修受入状況は、第2表のとおりである。

第2表 平成29年度以降のAOTS研修受入状況

実施年度	受入研修期間	人数	国名
平成29年度	平成29年12月4日～19日 (約2週間の内の1日間)	13名	ベトナム、タイ、モンゴル、ミャンマー、インド、バングラデシュ、フィジー、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、ブータンから各国1名
平成30年度	平成30年12月3日～14日 (約2週間の内の1日間)	15名	バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タイ、トルコ、ベトナムから各国1名

ウ 海外からの視察団等の受け入れ

経済産業省をはじめとする計量関係団体の協力依頼に基づき、海外からの視察団等を国際協力事業の一環として通年で受け入れている。

第3表 令和元年度の海外からの視察団等の受入状況

実施日	依頼元	来庁者	受入内容
令和2年 2月13日	経済産業省 (一社)日本計量器 工業連絡会	ドイツ計量行政職員3名	東京都の計量行政・商品量 目制度講義、所内見学・意 見交換ほか

(2) APLMF総会での講演

実施日	実施場所	出席者	講演内容
平成28年 11月24日	産業技術総合研究所 臨海副都心センター別館 (江東区・青海)	(17か国) 約70名	東京都計量検定所の事業 ～検定と基準器検査～ (職員2名が講演)

【APMLF】Asia Pacific Legal Metrology Forumの頭文字をとったもので、法定計量機関の交流の促進、地域での調和、技術レベルの底上げを目的に1994年に発足。(2016年現在、正加盟19経済圏、準加盟7経済圏)総会は加盟経済圏の持ち回りで毎年開催され、平成28年は日本がホスト国。

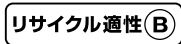
東京都計量検定所  
事業概要  
(令和3年版)

登録番号(3)1

令和3年11月発行

編集・発行 東京都計量検定所管理指導課  
江東区新砂3-3-41  
TEL 03-5617-6623

印刷 株式会社 まこと印刷  
港区虎ノ門3-19-7



この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

